

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和元年10月定例会
(10月18日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和元年10月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月18日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第14号 財産の取得について	5
日程第 4 議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	6
日程第 5 議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について	8
日程第 6 議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）	18
日程第 7 一般質問	22
日程の追加	46
日程追加 議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議	46
日程の追加	48
日程追加 特別委員会の委員の選任	48
会議時間の延長	48
諸般の報告	49
閉 議	49
管理者挨拶	49
閉 会	50

令和元年10月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和元年10月18日(金曜日)

出席議員(15人)

1番	山内崇仁	議員	2番	細谷浩	議員
3番	小山久利	議員	4番	田邊寛治	議員
5番	平形薫	議員	6番	山畑祐男	議員
7番	山口宗一	議員	8番	南千晴	議員
9番	安力川信之	議員	10番	中澤広行	議員
11番	茂木弘伸	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	会計管理者	遠藤成宏
監査委員	中澤康光	監査委員局長	灰田幸治
事務局長	藤岡孝広	消防長	福田浩明
消防本部長 総務本課長	石坂勝義	消防本部長 消防予備課長	星野光一
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 環境センター長	吉田浩
清掃センター長	永井茂久	消防本部長 消防警備課長	角田泰紀
消防署長	山田知巳	総務課長 企画財政係長	石田徹
事業課管理係長	杵渕全路	消防本部長 総務課庶務係長	原澤武志

事務局職員出席者

書記長	大 畠 重 喜	書記	入 澤 仁
書 記	町 田 直 哉	書 記	加 藤 茉 規

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和元年10月18日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第14号 財産の取得について
 - 第 4 議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 - 第 5 議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
 - 第 6 議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 7 一般質問
-

会議に付した事件

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第14号 財産の取得について
 - 第 4 議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 - 第 5 議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
 - 第 6 議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 7 一般質問
- 日程追加 議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議
- 日程追加 特別委員会の委員の選任

開 会

午前10時

議長（石倉一夫議員） 皆さん、おはようございます。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

これより令和元年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

なお、横手和敏事業課施設係長から欠席の届け出がありました。

開 議

午前10時

議長（石倉一夫議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（石倉一夫議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（石倉一夫議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（石倉一夫議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において4番、田邊寛治議員、10番、中澤広行議員を指名いたします。

日程第3 議案第14号 財産の取得について

議長（石倉一夫議員） 日程第3、議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第14号 財産の取得について、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案関係議案書の1ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。渋川広域消防署に配置し、16年が経過する水槽付消防ポンプ自動車及び資機材を更新しようとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。次の財産を取得したいから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の取得する財産は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台及び資機材であります。

2の契約方法については、指名競争入札であります。

3の取得価格については5,659万5,000円で、消費税及び地方消費税が込みでございます。

4の契約の相手方は、群馬県前橋市力丸町487番地5、株式会社佐藤工業所代表取締役、伊藤英明であります。

3ページをお願いいたします。議案第14号参考資料1は、入札状況を示したものでございます。物品名については、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び資機材であります。契約の方法は、指名競争入札であります。入札年月日は、令和元年9月3日、指名業者は14者、入札参加業者は14者でありました。入札回数は1回であります。なお、指名業者については、市の契約検査課で指名しております。落札業者は、群馬県前橋市力丸町487番地5、株式会社佐藤工業所代表取締役、伊藤英明であります。予定価格は5,673万8,000円、落札価格は5,659万5,000円で、納入期限は令和3年1月29日であります。入札参加業者14者と入札価格については、株式会社佐藤工業所5,145万円、ジーエムいちほら工業株式会社5,470万円、株式会社ネイチャー5,537万円、関東いすゞ自動車株式会社渋川支店6,150万円、株式会社モリタ東京営業部5,150万円、狩野自動車工業株式会社5,490万円、温井自動車工業株式会社5,180万円、小池株式会社5,520万

円、株式会社モリタテクノス東日本営業部5,250万円、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所5,540万円、日本機械工業株式会社本社営業部5,440万円、長野ポンプ株式会社東京営業所5,500万円、株式会社吉谷機械製作所無効、記名押印を欠く入札でありました。株式会社ベルリング7,200万円であります。なお、入札金額については、消費税、地方消費税は含まれておりません。予定価格の積算については、予算執行何時参考見積もりを3者から聴取し、最低見積もり金額から市の契約検査課で設定しております。予算執行何時の見積もり聴取業者3者は、入札参加業者に含まれております。

5ページをお願いいたします。議案第14号参考資料2は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び資機材の仕様概要であります。5ページは配備先、主要諸元、6ページは主要艀装、車両端末装置及び無線装置等、7ページから10ページまでの別表は資機材、11ページは車両5面図でございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第14号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（石倉一夫議員） 日程第4、議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 一般議案関係議案書13ページをお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合同組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、提案理由を申し上げます。令和2年4月1日から群馬県市町村総合事務組合同の組織団体である群馬東部水道企業団が別表第2の1の項の事務（常勤の職員に係る退職手当の支給事務）の共同処理を開始すること及び同組合同の組織団体である藤岡市が別表第2の3の項の事務（消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務）の共同処理を開始すること並びに同組合同規約別表について所要の規定の整備を行うためであります。

次に、議案の内容につきまして、議案第15号参考資料で説明をさせていただきます。19ページから21ページをお願いいたします。群馬県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、棒線部分は改正部分であります。

別表第1は、群馬県市町村総合事務組合同を組織する団体を定めておりますが、組織団体中の一部事務組合同について、設立順に従い掲載順を改めるものであります。

別表第2の1は、常勤の職員に係る退職手当の支給事務を共同処理する団体について定めております。別表第2の1の項中群馬東部水道企業団を加え、共同処理する団体中一部事務組合同について、一部事務組合同の設立順に従い掲載順を改めるものです。

別表第2の3は、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務を共同処理する団体について定めております。別表第2の3の項中渋川市、富岡市を渋川市、藤岡市、富岡市に改めるものです。

別表第2の5は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務を共同処理する団体を定めておりますが、構成団体中の一部事務組合同について、設立順に従い掲載順を改めるものでございます。

恐れ入りますが、17ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するものです。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第15号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

議長（石倉一夫議員） 日程第5、議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程いただきました議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由を申し上げます。

平成30年度予算の執行に当たりましては、経費の節減に努めながら、予定しました事業はおおむね計画のとおり実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

ふるさと市町村圏事業では、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して広報事業、グリーンフラワー事業及び広域観光案内板整備事業等を行いました。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制、歯科在宅当番医制を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。

また、輪番制により夜間及び休日における診療を実施している5病院に運営費補助金を交付しました。

さらに、夜間の急病時に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。

火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営のもとで、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。

ごみ処理事業では、ごみ処理業務の円滑な運営を図るため、運転管理業務を民間委託するとともに、老朽化した清掃センターの各種機器の補修及び更新工事を行い、処理業務の遂行に努めました。

し尿処理事業では、環境クリーンセンターの処理業務の効率化、安定化を図るため、運転管理業務を民間委託するとともに、各設備機器の点検整備を行い、処理機能維持に努めました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設、装備の充実強化に努めました。

施設整備では、本署に配備してある災害対応特殊救急自動車及び西分署に配備してある水槽付消防ポンプ自動車を更新しました。

また、渋川広域消防署南分署庁舎建設用地として、榛東村山子田地内の土地を購入しました。

救急対策では、救命率向上のために、住民に対する普通救命講習会等を実施するとともに、救急自動車

の適正利用に係る広報を行いました。

平成30年度における主要な事業は、以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位を初めとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

中澤監査委員。

（監査委員中澤康光登壇）

監査委員（中澤康光） 監査委員を代表して、平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

お手元に審査意見書を配付しておりますので、それぞれ要点のみの報告とさせていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。管理者から審査に付された決算書類が地方自治法等関係法令に準拠し作成され、計算に誤りがないか、収支が適法であるかなどについて8月1日から10月3日まで審査を行い、その意見書を10月7日に管理者へ提出いたしました。

第4の審査の結果であります。審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正であると認められました。

次に、第5、審査の内容の1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の本年度収入済額は30億8,748万2,000円で、前年度に比べ1,531万6,000円、0.5%の増加でありました。歳出の支出済額は30億2,297万3,000円で、前年度に比べ3,701万5,000円、1.2%の増加でありました。歳入歳出差引残額は6,450万8,000円でした。

2ページをお開きください。2、決算収支の状況についてであります。上段の表、左から2列目をごらんください。区分欄4行目、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、5行目、実質収支額は6,450万8,000円となります。7行目、単年度収支額は2,169万8,000円の赤字となっております。さらに、単年度収支額の中には実質的黑字要素である基金積立金と赤字要素である基金取崩額が含まれており、これを加減した最下行の実質単年度収支額は2,427万8,000円の赤字であります。

下段の表、歳入決算状況をごらんください。本年度収入済額の予算現額に対する収入率は99.7%、調定額に対する収入率は100%であります。収入済額は前年度に比べ1,531万6,000円増加しております。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は使用料及び手数料の清掃手数料の2万2,000円で、前年度と同額であります。

3ページ、款別歳入決算前年度比較表をごらんください。本年度収入済額の主な内訳は、1款構成市町村からの分担金及び負担金26億7,312万円、2款使用料及び手数料1億9,384万9,000円、9款諸収入5,759万8,000円及び10款組合債8,840万円で、歳入総額の97.7%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な増加の内訳は、1款分担金及び負担金1億600万1,000円あります。主な減少の内訳は、2款使用料及び手数料494万1,000円、3款国庫支出金311万9,000円、5款

財産収入175万7,000円、7款繰入金2,953万6,000円、8款繰越金4,391万3,000円及び9款諸収入699万1,000円であります。

5ページをお開きください。続いて、(2)、歳出について申し上げます。上段の表、歳出決算状況をごらんください。本年度の支出済額の予算現額に対する執行率は97.6%で、支出済額は前年度に比べ3,701万5,000円の増加であります。

次に、下段の表、款別歳出決算前年度比較表をごらんください。本年度支出済額の主な内訳は、2款総務費1億7,369万7,000円、3款衛生費10億1,466万6,000円、5款消防費14億9,631万5,000円及び7款公債費3億3,043万3,000円で、歳出総額の99.7%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な増加の内訳は、2款総務費1,752万2,000円、5款消防費1,688万2,000円及び7款公債費3,233万9,000円であります。主な減少の内訳は、3款衛生費3,053万円です。

次に、公債費について申し上げます。少し飛びますが、16、17ページをお開きください。別表4-1でご説明いたします。組合債の年度別借入・償還状況一覧表であります。表の中ほど、黒く網かけがしてあります行が平成30年度の状況です。16ページ左から3列目、平成30年度の未償還残高は22億1,681万円です。未償還残高は、平成26年度をピークに毎年減少しております。

17ページ左から2列目、平成30年度の元利償還額の合計は3億3,004万5,000円で、前年度に比べ3,223万8,000円、10.8%の増加でありました。

次に、18、19ページの別表4-2をお開きください。この表は、組合債の年度別区分別の元利償還額の内訳を示したものであります。表の最下行、未償還残高欄をごらんください。平成30年度末における元金の未償還残高の内訳は、18ページ左から2列目のごみ処理施設は15億6,401万1,000円、4列目のし尿処理施設は3,300万円、6列目の火葬場、斎場は3,170万円、19ページ左から3列目の消防施設は5億8,809万9,000円です。

戻りますが、6ページをお開きください。(3)、実質収支に関する調書について申し上げます。地方自治法施行規則第16条の2の様式に従って作成されており、計数は正確でありました。歳入歳出差引残額は6,450万8,000円で、翌年度へ繰越額はございませんでしたので、実質収支額は同額の6,450万8,000円の黒字であります。そのうち3,226万円は、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れられます。

次に、(4)、財産に関する調書について申し上げます。ア、公有財産の土地及び建物の本年度末現在高ですが、土地は15万6,697平方メートルで、前年度に比べ4,149平方メートル減少しております。建物は3万230平方メートルで、前年度に比べ増減はありませんでした。

イ、物品では本年度末現在高は170点で、前年度に比べ6点増加しております。

次に、7ページ、ウ、基金であります。基金の状況の表をごらんください。基金の数は2基金で、まず区分欄1段目、財政調整基金の本年度末現在高は3億8,953万9,000円で、決算年度中の増減高を加減すると前年度に比べ4,052万6,000円増加しております。

次に、2段目のふるさと市町村圏基金の本年度末現在高は10億3,372万9,000円で、前年度に比べ435万8,000円減少しております。なお、ふるさと市町村圏基金は現金以外に国債の債券運用を約4億円行っております。

合計欄の最下段、本年度末現在高は14億2,326万9,000円で、前年度に比べ3,616万7,000円増加しました。最後に、第6の意見を読み上げさせていただきます。8ページをお開きください。平成30年度の我が国の経済は、設備投資が増加するとともに、雇用、所得環境の改善により、個人消費の持ち直しが続くなど、夏に相次いだ自然災害により一時的に押し下げられたが、緩やかな回復傾向で推移した。

一方、我が国の財政は国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれ、引き続き厳しい状況にある。

本組合の財政は、財源の8割以上を構成市町村からの負担金が占める一方で、施設の老朽化が進行し、施設の補修工事や消防庁舎建設などに要する経費は増加すると見込まれ、厳しい状況が続くと予想される。

このような厳しい財政状況の中、本年度は長期的展望に立ち、緊急性の高い事業について優先的に取り組んだ。

本組合の決算状況について見ると、歳入は30億8,748万円、歳出は30億2,297万円で、前年度に比べ歳入は1,531万円、歳出が3,701万円の増加となった。形式収支額は6,450万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額は同額の6,450万円となり、前年度実質収支額8,620万円を差し引いた単年度収支額は2,170万円の赤字となった。基金への積み立てや取り崩しを加減した実質単年度収支額も2,427万円の赤字であった。

歳入について見ると、構成比86.6%を占める市町村負担金は、災害対応特殊救急自動車の更新に当たり、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用するなど、縮減に努めたが、人件費の増やごみ処理施設公債費負担金及び消防施設公債費負担金の元金償還開始により、前年度に比べ増加した。

歳出について見ると、衛生費においては施設整備の処理機能を維持するため、清掃センターではごみ焼却設備補修工事等の各種工事を実施し、し尿処理施設の環境クリーンセンターでは、酸素製造装置等の補修工事を実施した。

消防費においては、災害対応特殊救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新し、消防救急体制の充実強化に努めるとともに、渋川広域消防署南分署庁舎建設用地を購入した。

歳出の主な増減を性質別に見ると、前年度に比べ人件費、維持補修費、補助費及び公債費が増加し、物件費及び普通建設事業費が減少している。

本組合の財源は、構成市町村の財政運営が依然として厳しい中、構成市町村の負担金に負うところが大きい。職員一人一人が経営感覚と責任を持ち、従来の慣行にとらわれず、入札制度の積極的な導入を図り、行政コストの縮減や効率的な運用に努められたい。

また、各施設の老朽化が進行していく中、施設の延命化とそれにかかわる修繕費の縮減を図るため、長期的な整備計画を作成し、適正な保全を行っていくよう努められたい。

今後も広域的な視点から時代の変化に対応したサービスの提供や地域づくりを進め、地域住民の福祉向上に努力されることを要望する。

以上で平成30年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明を申しあげました数値などについては、要約して申しあげましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら意見書が正確でございますので、あわせてご理解くださいますようお願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 続いて、議案の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第16号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組一般会計歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組決算調書及び参考資料をご用意いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。1の実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。1の歳入総額は30億8,748万2,000円、予算現額に対する収入率は99.7%でありました。2の歳出総額は30億2,297万4,000円、予算現額に対する執行率は97.6%でありました。3の歳入歳出差引額は6,450万8,000円でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額と同額となっております。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3,226万円であります。これは、財政調整基金条例に基づいて決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものであります。

2ページをお願いいたします。続きまして、2、財産に関する調書、1の公有財産、(1)、土地及び建物の中段、区分欄2行目、その他行政機関の消防（警察）施設の1,572平方メートルの増加は、主に消防署南分署建設用地を取得したことによるものであります。また、区分欄下から2行目、その他の5,721平方メートルの減少は、臨海学校跡地を新潟県出雲崎町に無償譲渡することにより処分したためであります。建物につきましては、決算年度中の移動はありませんでした。

続きまして、アの総括、最下段の合計で決算年度末現在高を申し上げます。土地が15万6,697平方メートル、建物が3万230平方メートルとなっております。

3ページをお願いいたします。2の物品であります。財務規則の規定によりまして、取得価格が100万円以上のもの、自動車につきましては排気量550cc以上のものを整理しております。区分欄下から4行目、消防関係機器であります。3件の増はホースレイヤー、3連ばしご、破壊資機材でいずれも平成30年度に更新した消防ポンプ車西1号車に積載したものでございます。区分欄下から3行目、救急関係機器4件の増は、ストレッチャー、自動式心マッサージ器、自動体外式除細動器、ベッドサイドモニターで、いずれも平成30年度に更新した渋川救急1号車に積載したものでございます。区分欄の最下行、その他機器1件の減は、電話交換機及び電話機一式を更新したことにより、老朽化したものを廃棄したためであります。また、更新した新電話機器システム一式は、100万円以下であったため、重要物品には計上しておりません。

続きまして、3の基金であります。1の渋川地区広域市町村圏振興整備組財政調整基金の増減高は4,052万6,000円の増額であります。これは、平成29年度決算剰余金4,310万7,000円及び財政調整基金利子21万3,000円の積み立て分と279万4,000円の取り崩し分を充当し、相殺したものであります。決算年度末現在高は3億8,953万9,000円となりました。

(2)、渋川地区広域市町村圏振興整備組ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした活動事業に充てるために設置されたものでございます。区分欄1行目、現金の増減高は435万9,000円の減であります。これは、平成29年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残91万

2,000円を積み立て分と527万1,000円の取り崩し分を充当し、相殺したものであります。2行目の有価証券の決算年度中の増減はありませんでした。決算年度末現在高は、10億3,373万円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果の説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容についてご説明申し上げます。決算関係議案書、決算書をご用意いただきたいと思っております。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、平成30年度一般会計歳入決算事項別明細書についてご説明申し上げます。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄、26億7,312万円は、分賦割合により納付いただきました市町村負担金であります。

2款使用料及び手数料については、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目衛生手数料1節清掃手数料、備考欄の一般廃棄物処理手数料1億9,121万7,000円は、事業系一般廃棄物及び清掃センターへ直接搬入されました家庭系ごみの一般廃棄物処理手数料となっております。

3目1節消防手数料、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料238万1,250円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務手数料となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節消防費補助金、備考欄1行目の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,454万9,000円は、災害対応特殊救急自動車及び高度救急救命用資機材の購入に対する補助金であります。備考欄2行目、社会資本整備総合交付金38万3,000円は、消防署東分署耐震診断に対する交付金であります。

4款県支出金1項委託金1目1節消防費交付金、備考欄、群馬県委議事務交付金65万円は、群馬県知事より権限移譲された事務処理に対して交付されたものであります。

5款財産収入につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。5款財産収入2項財産売払収入1目1節、備考欄、物品売払収入268万5,350円は、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を売却したものであります。

9款諸収入につきましては、11ページ、12ページをお願いいたします。2項2目1節雑入、備考欄1行目の職員給与費負担金827万178円は、群馬県消防学校派遣職員1名分の給与費負担金であります。備考欄6行目の有価物売払収入3,304万2,338円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等の売払収入でございます。8行目、再商品化委託返戻金727万3,975円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。下から3行目の高速自動車道救急業務支弁金551万2,455円は、高速自動車道における救急業務に対し、東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。3目1節弁償金、備考欄の原子力損害賠償金150万3,360円は、東京電力ホールディングス株式会社が福島原子力発電所事故に対して行った放射性物質濃度測定等の賠償金であります。

10款組合債1項1目1節消防債、備考欄1行目の消防自動車整備事業債3,580万円は、消防署西分署に配備した水槽付消防ポンプ自動車にかかわるものであります。2行目の救急自動車整備事業債2,060万円は、本署に配備した高規格救急自動車にかかわるものであります。3行目の消防庁舎建設事業債3,200万円は、緊急防災減災事業として、新たに整備します消防署南分署用地購入にかかわるものであります。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。13ページ、14ページをお願いいたします。歳出の説明に当たりましては、備考欄の二重丸の後に表示してあります事業名で、主な事業の執行内容についてご説明申し上げます。なお、目の全部が経常的な経費である場合は説明を省略させていただきます。また、各節の不用額につきましてはおおむね200万円以上のものにつきまして説明申し上げます。

1 款議会費であります。執行率は84.0%でありました。

2 款総務費の執行率は98.4%でありました。1 項総務管理費 1 目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。備考欄 7 行目の財産管理事業は、普通財産の維持管理に係るもので、臨海学校跡地の除草業務委託料が主なものでございます。最下行、派遣職員給与費は、渋川市からの派遣職員 4 人分にかかわる給与費等の負担金であります。

17ページ、18ページをお願いいたします。備考欄 2 行目、庁舎管理事業は、組合庁舎の施設維持管理を行うもので、光熱水費のほか電話機器システム一式の更新及び下水道接続工事等を実施したものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。2 項ふるさと市町村圏事業費は、広域圏内が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用し事業を実施いたしました。

1 目活動事業費の備考欄 6 行目、広域観光案内板整備事業は、圏域内の集客地に 9 基設置してある広域観光案内板が経年劣化による損傷が激しいため、板面の取りかえ修繕を行いました。

最下行の 3 款衛生費の執行率は95.1%でありました。21ページ、22ページをお願いいたします。1 項 1 目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めました。備考欄 1 行目、在宅当番医制事業、2 行目、歯科在宅当番医制事業、最下行、病院群輪番制病院事業の 3 事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体制の充実を図りました。

2 目は夜間急患診療所費であります。備考欄 2 行目、施設維持管理事業は、年間を通して午後 7 時から午後 11 時まで内科、外科及び小児科の初期診療を実施することにより、圏域住民の医療サービスを図るため、渋川地区医師会に夜間急患診療所の診療業務を委託したものが主なものでございます。

3 目は火葬場・斎場費であります。備考欄、施設維持管理事業は指定管理料及び火葬炉等補修工事が主なものでございます。

2 項清掃費 1 目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄 5 行目、需用費3,359万2,389円は、電気料、薬品等の執行残額であります。不用額欄最下行、委託料418万4,750円は、焼却施設維持管理事業における焼却灰等運搬業務委託料及び保守点検業務委託料、最終処分場維持管理事業における搬入道路除雪業務委託料の執行残額等であります。

23ページ、24ページをお願いいたします。備考欄 2 行目、施設維持管理事業は、清掃センターの運営管理業務委託、1 号炉燃焼室側壁の瓦積みかえ等各種修繕及びダイオキシン類測定等を実施したものであります。備考欄 3 行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品を購入したもの及び計画的な補修工事を実施したものであります。備考欄 4 行目、粗大施設維持管理事業は、回転式破碎機内の部品などの購入

及び計画的な補修工事を実施したものであります。備考欄 5 行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び榛東処分場水処理施設の補修工事を実施したものであります。備考欄最下行、最終処分場維持管理事業は、エコ小野上処分場の管理業務及び水処理施設の保守点検業務の委託を実施したものであります。

25ページ、26ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラス瓶及びペットボトルのリサイクル品再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。

2 目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元であります五輪平協議会へ300万円を、また最終処分場関連で渋川市に500万円を交付したものであります。

3 目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄 5 行目、需用費313万7,881円は、薬品費などの執行残であります。備考欄 3 行目、施設維持管理事業は、薬品の購入、補修工事、運転管理業務の委託等を実施したものであります。

4 款労働費の執行率は96.4%でありました。27ページ、28ページをお願いいたします。1 項労働諸費 1 目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。備考欄 1 行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成したものであります。

以上で歳出の 1 款から 4 款までの説明を終わります。引き続き 5 款消防費につきましては、消防長から説明をいたします。

議長（石倉一夫議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） それでは、5 款消防費についてご説明申し上げます。

決算書、続いて27ページ、28ページをお願いいたします。消防費の執行率は99.1%であります。1 項消防費 1 目常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費でございます。平成30年度の火災発生件数は60件で、前年度に比べ6 件増加いたしました。内訳は、建物火災28件、車両火災 9 件、林野火災 3 件、その他の火災20件でした。救急出動件数は5,719件で、前年度に比べ 2 件の増加で、搬送人員は5,248人でした。出動件数については、過去最高となっております。救助出動件数は109件で、前年度に比べ17件増加いたしました。主なものは交通事故によるものが41件でした。

初めに、主な不用額の説明を申し上げます。不用額欄 2 行目、3 節職員手当等961万5,041円は、夜間勤務手当、休日勤務手当及び住居手当等の執行残によるものが主なものであります。

続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち、主なものについてご説明いたします。2 行目、一般経費ですが、物品借上料は寝具のリース料と複合機の借上料であります。

29ページ、30ページをお願いいたします。損害賠償金は、定例水利調査中の車両の接触事故に係る損害賠償金で、全額加入している全国市有物件災害共済会から補てんされました。1 行目の応急手当啓発事業は、AED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。180回の講習会を開催し、5,519名が受講いたしました。2 行目の職員研修事業は、消防大学校に 1 名、県消防

学校に32名、その他の研修に17名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係る負担金であります。3行目の救急救命士養成事業は、東京研修所へ1名を派遣し、救急救命士の育成を図りました。また、指導的立場の救急救命士集合養成のため、九州研修所へ1名を派遣し、さらに薬剤投与等の病院実習に計2名、気管挿管病院実習に2名を派遣し、救急体制の強化を図りました。平成30年度末で救急救命士は36名となりました。4行目の職員健康管理事業は、B型肝炎検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。5行目、施設維持管理事業は、本部、本署の非常電源用発電機のバッテリー交換修繕等を行いました。6行目の車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等を行いました。7行目、業務用備品管理事業は、救助用ロープ、カラビナ、ホースバッグ及び泡原液、消防用ホース配置計画に基づいて消防用ホース並びに消防用吸管及び訓練用ダミー等を購入いたしました。8行目、職員被服貸与事業は、新採用職員7名を含む職員の制服及びセパレート防火衣等を購入、貸与いたしました。9行目、救急事業は、救急用器具、感染防止用品、三角巾及び酸素ガス等を購入いたしました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当ての指示及び救急資機材の点検に係る経費でございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。2行目、消防共同指令センター運営事業は、消防救急無線のデジタル化に伴い、平成28年4月1日から本格運用しております高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金であります。

2目消防施設費は、消防施設の改修、建設及び車両更新に係る経費でございます。備考欄1行目、施設改修事業は、東分署の耐震診断等を行いました。2行目、消防自動車等購入事業は、本署に配置している災害対応特殊救急自動車及び西分署に配置している水槽付消防ポンプ自動車を更新いたしました。3行目の消防庁舎建設等事業は、南分署の新庁舎建設計画に伴い、事業用地を取得したものでございます。

以上で5款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 続きまして、6款からご説明をさせていただきます。

6款教育費の執行率は、97.3%でありました。1項保健体育費1目体育施設費は、環境クリーンセンター建設時に地元対策施設として建設しました広域圏運動場の維持管理を実施したものであります。備考欄2行目、施設維持管理事業は、プールの監視業務委託等プール運営に係る経費が主なものでございます。

7款公債費の執行率は、99.9%でありました。33ページ、34ページをお願いいたします。1項公債費1目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借り入れました組合債に係る償還金であります。なお、平成30年度末の組合債現在高は22億1,681万849円となりました。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番、中澤広行議員。

（10番中澤広行議員登壇）

10番（中澤広行議員） ページは、22ページであります。3款1項3目火葬場・斎場費について質疑させていただきます。

火葬場の公債費の償還状況、償還計画を見ますと、令和4年度に償還が終わるということですが、今後についての火葬場の大幅修繕等の考えがあるかどうかをお聞きします。

それと、現在指定管理料が4,289万2,000円ということになっておりますが、この指定管理期限がいつか、お聞きしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご質疑がありました火葬場の修繕の関係ですが、現在のところ大幅な修繕の予定はございません。

それと、指定管理料の期限ですが、現指定管理者の期限は、令和6年3月31日までとなっております。

議長（石倉一夫議員） 10番、中澤広行議員。

10番（中澤広行議員） 今後借り入れの計画は今のところないということで、指定管理業務は令和6年ということですが、現在このような状況になっているということはお存じでしょうか。現在渋川広域斎場しらゆり聖苑の使用料とすれば、3時間以内で午前、午後ともに第1会場、第2会場とも4万円ということになっております。ただし、他市の状況を見ると、ちょっと開きがあり過ぎるのかなと思います。まず、高崎市の例を申し上げますと、1回3時間につきこちらは1万5,000円ということになっております。沼田広域斎場のぬまた聖苑の使用料を見ますと、こちらも午前、午後とも使用料においては2万円ということになっております。前橋市斎場の施設を見ますと、こちらも3時間以内で2万8,280円、現在渋川市が4万円ということになると、突出して高く感じますが、この辺についての見解を求めます。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 斎場の使用料の関係でご質疑をいただきました。

渋川のしらゆり聖苑の使用料でございますが、群馬県内12市の中ではこの使用料は今、中澤議員から非常に安い市のご紹介があったところですが、12市の中では中間ぐらいの位置の使用料となっているところでございます。ちなみに県内の平均をとってみますと、平均で3万6,000円というふうな状況でございます。このように県内の中ではしらゆり聖苑の使用料と比較して半額程度となっている市もございしますので、今後この使用料につきましては、他市の状況等を十分に検証しながら見直す必要があるかなという中で検討していきたいと思っております。

議長（石倉一夫議員） 10番。

10番（中澤広行議員） 管理者にお聞きします。

私は、突出して安いところを申し上げたわけではございません。周辺の沼田市、高崎市、前橋市のご紹介をさせていただきました。渋川圏域だけちょっと高く感じるのは、私だけではないと思います。もちろん使用されている方々もそのように思われているかなと思います。利用状況が減少傾向にあるのは、もちろん承知しておりますが、今回起債の状況も令和4年で起債が終了するということになりますが、そうすれば圏域内の圏域住民のサービスをもう少し向上させるためにも、この使用料の料金については値下げの

方向でぜひ検討していただきたいと思いますが、最後に管理者にお聞きして質疑を終わります。

議長（石倉一夫議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 使用料については、受益者負担と、そして公平、公正に徴収をするということが基本であります。この施設の全体的な安定した管理運営をする上で、どの水準が妥当であるか、そのことについて今後検討してまいります。

議長（石倉一夫議員） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第16号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正 予算（第2号）

議長（石倉一夫議員） 日程第6、議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程いただきました議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の主な補正の内容であります。歳入におきましては、使用料及び手数料の減、国庫支出金及び前年度繰越金の増、それに伴う市町村負担金の調整。

歳出におきましては、人事異動に伴う人件費総額及びプール休場による運営経費の減などがございます。

また、債務負担行為の追加及び地方債の変更など、予算補正の必要が生じたので、ご提案申し上げるものでございます。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご議決ください。

ますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第17号 令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,832万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,396万3,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、債務負担行為の追加であります。環境クリーンセンター運転管理業務委託は、複数年契約とすることにより、競争入札が可能となります。契約期間の算定に当たっては、特殊性の高い業務となることから、複数年契約とすることで、安定した人員を確保し、現場の状況等に精通することが可能となると考え、契約期間を5年間といたしました。期間は、令和元年度から令和6年度までとします。限度額を1億5,378万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、限度額の変更であります。起債の目的欄1行目、消防自動車整備事業は、国庫補助金の交付決定及び事業費の確定により、起債対象事業費が減額となったことによるもので、限度額を3,460万円とするものであります。また、起債の目的欄2行目、救急自動車整備事業についても、事業費の確定により起債対象事業費が減額となったことによるもので、限度額を2,710万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更なく記載のとおりであります。これによる補正後の限度額の総額は6,170万円となります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は、款項目につきましては左側のページを節、説明欄につきましては、右側のページをごらんいただきたいと思います。1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金で4,855万円を減額するものであります。主な減額の理由としては、前年度繰越金と歳入予算の増加による財源振りかえによるもの及び歳出予算の組合職員の人件費の減、清掃センターの薬品購入費及び委託料の減、広域圏プール休場に伴う運営経費の減によるものであります。市町村ごとの負担金でございしますが、恐れ入りますが、21ページをお願いいたします。最下段、総合計で説明させていただきます。渋川市、補正後額17億7,283万9,000円で、3,482万3,000円の減額となります。吉岡町、補正後額4億7,954万8,000円で、664万円の減額となります。榛東村3億5,466万7,000円で、708万7,000円の減額となります。なお、各区分ごとの説明につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、8ページにお戻りください。2款使用料及び手数料1項3目1節の説明欄、体育施設使用料は6万7,000円の減額であります。これは、今年度広域プールを休場したため、使用料を減額する

ものでございます。広域圏プールにつきましては、環境クリーンセンターの建設に伴う周辺環境整備事業として昭和56年度に建設されましたが、プールの利用者が毎年減少していること、高額な維持管理費がかかること及び設備の老朽化により今年度から休場することとしたところであります。

2項2目1節の説明欄、一般廃棄物処理手数料は1,406万7,000円の減額であります。これは、事業系一般廃棄物の搬入量が減少していることによるものであります。

3款国庫支出金1項1目1節、説明欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金は1,496万9,000円の追加であります。これは、国の補助金が交付決定となったことによるものであります。

4款県支出金2項1目1節の説明欄、救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金は50万2,000円の追加であります。これは、県の補助金の内示を受けたことによるものであります。

5款財産収入は、10ページ、11ページをお願いいたします。1項2目1節の説明欄、財政調整基金利子は13万8,000円の増額であります。これは、同基金の運用利子の増によるものであります。

2項1目1節の説明欄、物品売払収入は110万円の減額であります。これは、消防車両売払収入の減で、購入を予定しておりました消防ポンプ自動車の納期が来年度に繰り延べとなり、納入までの間売り払い処分を予定していた車両を継続運用することになったことによります。

8款1項1目1節の説明欄、繰越金は2,224万8,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余金が確定したため、2分の1を歳入として受け入れるものであります。

9款諸収入2項2目1節雑入の説明欄1行目、有価物売払収入は765万8,000円の減額であります。これは、アルミ、スチール等の売り払い単価及び搬出量の減によるものであります。説明欄2行目、高速自動車道緊急業務支弁金は23万8,000円の減額であります。これは、東日本高速道路株式会社から受け入れるもので、令和元年度支弁金が確定したため減額するものであります。

10款組合債につきましては、先ほど5ページの地方債補正において説明いたしましたので、省略させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明させていただきます。人件費については、人事異動、令和元年人事院勧告及び市町村共済組合負担率の改定に伴う補正であります。なお、本組合職員の給与条例等は、渋川市職員の例によるとされておりますので、渋川市において条例改正が議決された後執行いたすわけですが、あらかじめ人事院勧告ベースに予算措置をお願いするものであります。今回人件費総額では2,971万5,000円の減額補正となります。

それでは、人件費以外についてご説明申し上げます。2款総務費1項1目一般管理費の説明欄2行目、派遣職員給与費は1,168万4,000円の増額であります。これは、主に渋川市からの派遣職員が1名増となったことによるものであります。

3款衛生費1項1目保健衛生費の説明欄、病院群輪番制病院事業は75万3,000円の増額であります。これは、先ほど歳入で説明したとおり、県からの補助金の内示を受け、病院群輪番制病院の設備整備に補助金を交付するためであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費の説明欄2行目の一般経費は749万円の減額であります。これは、エコ小野上処分場に係る灯油の使用量の減少が見込まれるための減額、清掃センター及びエコ小野上処分場に

係る電気基本料金の契約差金による不用額を減額するものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。説明欄1行目、焼却施設維持管理事業は158万8,000円の減額であります。これは、清掃センターに係る薬品購入費の入札差金による不用額を減額するものであります。説明欄2行目の最終処分場維持管理事業は1,374万1,000円の減額であります。これは、エコ小野上処分場に係る薬品購入費の契約差金による不用額を減額するもの、それと発生塩の処理方法を変更したことによる委託料の減額、水処理施設の保守点検業務委託料の契約差金による不用額を減額するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費の説明欄2行目、車両維持管理事業は26万3,000円の増額であります。これは、購入を予定していた消防ポンプ自動車の納期が来年度に繰り延べとなり、売り払い処分車両を継続運用することとなったための車検点検費等を増額するものであります。

2目消防施設費の説明欄、消防自動車購入事業は377万8,000円の減額であります。これは、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車高度救命処置用資機材の契約差金による不用額を減額するものであります。

6款教育費は、16ページ、17ページをお願いいたします。1項1目体育施設費の説明欄1行目、一般経費は88万6,000円、2行目、施設維持管理事業は388万1,000円のそれぞれ減額であります。これは、広域圏プールの休場によるもので、電気料、水道料及び委託料の不用額を減額するものであります。

7款公債費1項2目利子の説明欄、利子償還金は8万2,000円の減額であります。これは、平成30年度に借り入れた消防施設債の借り入れ利率が確定し、利子が減額となったためであります。

なお、18ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休 憩

午前 1 1 時 2 3 分

議長（石倉一夫議員） 休憩いたします。

会議は、午後 1 時に再開いたします。

再 開

午後 1 時

議長（石倉一夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 7 一般質問

議長（石倉一夫議員） 日程第 7、一般質問を行います。

申し合わせ事項により質問の時間は答弁を含めて 1 時間以内とします。質問の形式は、1 回目は一括質問方式で、2 回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1 回目は登壇をお願いいたします。2 回目以降は自席でお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

ごみの現状について。

4 番、田邊寛治議員。

（4 番田邊寛治議員登壇）

4 番（田邊寛治議員） ごみの減量化、廃プラスチックの対策が社会的な問題になっています。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日本のごみ処理は、明治政府が 1900 年に公布した汚物掃除法から始まり、その後 1930 年汚物掃除法の改正により地方行政にごみの焼却が義務づけられました。話題になったところでは、1971 年東京都が行ったごみ戦争宣言や夢の島のごみの埋め立て、そして最近ではプラスチックごみの海洋汚染が問題になっております。2019 年 3 月フィリピン・ミンダナオ島沖で死亡したクジラの胃の中から 40 キログラムものプラごみが回収されたという報道もありました。また、2015 年における海を汚染するプラスチックごみの排出量は 3 億トン、うちペットボトルやレジ袋などの使い捨てプラスチックごみが 47% を占めているということです。世界の多くの国が今腐食分解しないプラスチックごみ対策に取り組み始めました。また、中国を初めとする受け入れ国も受け入れ状態が非常に今現在厳しくなっております。日本においても、2017 年全国 10 地点での抽出調査を環境省が発表した結果は、海洋の漂流ごみの半数超がプラごみという実態になっております。今世界共通の課題である循環型社会形成のためにも、早急なごみの減量化とリサイクルの実践が求められていますので、自治体の現状においてお聞きしたいと思います。

最初に、当地域のごみの受け入れ先である清掃センターの役割と現状についてお聞きします。

2点目に、また当組合を形成する3自治体の連携、指導、管理はどうかされているのか、説明をお願いいたします。

3点目に、渋川地区広域市町村圏振興整備組合におけるごみの減量化の現状と今後の減量化の対策の取り組みについてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 私から初めに、当広域組合のごみの現状について申し上げたいと思います。

広域圏全体のごみの搬入量ですが、現状としては可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルごみとも年々減少傾向となっており、吉岡町につきましては、人口増加傾向にあるため、事業系、家庭系ごみとも増加している状況にあります。

それと、圏域のごみの関係は受け入れ基準等のご質問かと思われますので、その辺圏域内から持ち込まれるごみの受け入れ基準の遵守の状況についてご答弁させていただきます。清掃センターにおける廃棄物の受け入れ基準としましては、産業廃棄物及び清掃に関する法律や関係条例と諸規則を遵守し、施設の機械能力に起因する制限等を考慮し、細かい搬入基準を設けております。搬入不可のものとしては、家電リサイクル品、自動車部品、プロパンガス、消火器などは受け入れはできませんものとしております。これについては、広域組合ホームページや広域だよりにも掲載し、周知を図っているところであります。受け入れ基準が遵守されているかどうかの確認方法としましては、廃棄物の受け入れの受け付け時に廃棄物の発生場所、それから廃棄物の種類を細かく聞き取った上で行ってまいります。聞き取り内容によりまして、受け入れ基準にあわない廃棄物が含まれていると判断した場合については、搬入をお断りしております。また、受け付けを済ませて廃棄物をごみピットに投入するときにも、搬入指導員が常駐しておりますので、受け入れ基準にあわない廃棄物があった場合には、直ちに持ち帰っていただくように指導をしているところであります。

それと、ごみの減量化についてというご質問をいただきましたが、広域組合は清掃センターにおいて、持ち込まれたごみの処理を行っているということで、広域組合の中でのごみの減量化対策ということは行っておりませんので、答弁は控えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） 2018年6月に国が策定しました第4次循環基本計画における取り組みが示されております。持続可能な社会づくりとの総合的な取り組みとして、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制のあり方が今問われているわけでございます。ごみの排出量は2000年度をピークにして、各自治体の努力によって減少へと転じています。ただいまの答弁でも、渋川市においては減少をしているということの答えをいただきましたので、全国的にその状況があると思います。また、環境問題が非常にクローズアップされている、焼却、埋め立て中心のごみ処理から減量とリサイクルを重視したごみ処理行政、そして今ごみ問題は持続可能な社会を実現するための環境対策の主要なテーマになっているわけです。

少し主な先進事例を挙げますが、町田市は2020年度の40%削減目標、それから長野県松本市の30・10運動ですか、いろいろの食事会のときにまず30分食事をして、最後の10分無駄をなくしていくという運動だ

と思います。また、八王子市においては、ごみ袋の有料化、これは当市においては既にやっておりますが、それから徳島県の上勝町ですか、1,525人ぐらいの人口でございますけれども、ゼロ・ウェイスト宣言等で、こういう自治体がそれぞれ日本全国でごみの減量化に取り組んでいるわけです。当組合は、この減量化に向けて先ほども答弁ありましたけれども、所轄が違うということでございますけれども、関連しますので、その後少し細かくお聞きしたいと思います。

今現在の清掃センターの処理能力についてお聞きいたします。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 当組合清掃センターの廃棄物処理能力についてお答えさせていただきます。

当センターであります、処理能力としては日量232トンであります。現在搬入されているごみの量は、平均で日量142トンであり、現状のごみ搬入量では問題なく処理ができております。また、搬入量が急激にふえます年末年始やゴールデンウイーク等のピーク時には、焼却日を調整することで、処理は問題なくできているところであります。したがって、現在の処理能力の中で十分対応できているという状況でございます。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） まだ余裕がある中での施設だということを今ご答弁いただいたわけですが、これに関連しますので、後ほど質問させていただきます。

先ほどコンプライアンスの問題で答弁いただきましたけれども、その中で搬入された廃棄物の火災予防及び事故防止がどのようにされているか、お聞きしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 清掃センター所長。

（清掃センター所長永井茂久登壇）

清掃センター所長（永井茂久） 搬入されたごみは、一旦ごみピットに集められますが、ごみピットには放水銃が備えつけてあり、搬入された廃棄物からの出火に対して万全な対策を行っています。また、プラットホームには、搬入指導員が常駐し、搬入者の事故防止にも努めております。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） 搬入ごみの中で、いろいろの問題私も問題提起しました。廃プラスチックの状況と把握をどうなされているかもお聞きしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 清掃センター所長。

（清掃センター所長永井茂久登壇）

清掃センター所長（永井茂久） 廃プラスチックだけの量というのは、一般廃棄物の場合に把握はできません。また、産業廃棄物は、廃プラスチックとして処理ができませんので、清掃センターに搬入はございません。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） それと、事業所からの廃棄物、どのようなものが受け入れ可能なのか、お聞きしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 廃棄物の事業所からの確認方法としまして、周知方法としましては、先ほど私がお答弁申し上げた受け入れ基準の確認と同じになりますが、廃棄物の受け入れ時にまず廃棄物の発生場所、それから発生物の種類を細かく聞き取りを行っており、その際一般の家庭系の廃棄物であるか、事業所からの廃棄物なのかをあわせて確認する方法をとっております。また、受け付けを済ませて廃棄物をごみピットに投入するときに、搬入の指導員が不審に感じた場合については、清掃センターの事務所に直ちに連絡を入れて、職員が急行し、確認作業を行っているところであります。

議長(石倉一夫議員) 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 大変申しわけありません。答弁漏れがございました。清掃センターで処理できます事業所からの廃棄物につきましては、事業系一般廃棄物のほか、渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の中で定めている産業廃棄物で、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻、ガラスくず及び陶器くず、その他管理者が認めたものとなっております。また、これらの産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障がないと管理者が認めた場合と同条で規定しているところでございます。

議長(石倉一夫議員) 4番。

4番(田邊寛治議員) 先ほど廃プラスチックについては、受け入れをして、一般ごみの中ではしていないということだったと思うのですが、この廃プラスチックの問題で少しお聞きしたいと思います。

今環境省が要請している産業廃棄物として廃棄された廃プラスチックを市町村の焼却施設で積極的に受け入れるよう要請の件が出ていると思いますが、当清掃センターは、これについての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議長(石倉一夫議員) 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 清掃センターにおいて、産業廃棄物としての廃プラスチックにポリ塩化ビニール等を焼却すると、塩化水素性のガスが発生する原因となり、制御するための薬品を多量に使用することとなります。また、高カロリーのため、焼却温度の上昇を招きまして、焼却炉にダメージを与えるということが考えられているところでございます。仮に産業廃棄物であります廃プラスチック類の搬入を認めた場合、搬入予想量は不明であります、非常に多岐にわたる廃プラスチック類が存在し、その量は膨大なものになるということで、蓋然性が高く、機器の損耗が増大することが予想されます。

以上のことから、現状では産業廃棄物である廃プラスチック類の受け入れ及び焼却は本清掃センターでは取り扱っていないところであります。なお、議員からお話がありました環境省からの通知ですが、令和元年5月20日付で廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等についてという通知がなされているところでございます。その中では、緊急避難措置として必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れ処理することについて、積極的に検討されたいことと示されております。この通知を受けまして、本組合においても確認したところ、清掃センターにおかれましては、廃プラスチック類の搬入を受け入れた場合、先ほど申し上げたとおり焼却炉にかなりのダメージを与えることになり、施設設備の故障や耐用年

数にも影響してくるという現状を踏まえまして、現清掃センター施設における産業廃棄物である廃プラスチック類は処理できない状況にあります。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） ただいまの入れない説明、理由をいただいたわけですが、今群馬県の状況は、業者の受け入れ先である現在唯一太田市の群桐エコロというのですか、会社名が。その会社が唯一受け入れ先だったのですが、9月末で受け入れを中止しているという情報をいただきました。そんな中で、業者もではどこへ持っていったらいいとか、いろいろ今試行錯誤しているところなのですが、ごみは待ったなしに廃プラスチック出ておりますので、先ほどの国の緊急対策というのは、一時的に最初にお話ししたように、今世界的になかなか中国や東南アジアが受け入れ拒否という状況に陥っているので、緊急対策として、そういう要請があったのだと思うのです。これが受け皿がなかなかできないと、まして唯一そういう企業、事業所もなくなっているという中で、どうしていったらいいかというのがあるのですけれども、現状では渋川広域では受け入れないと。この地域において、事業者については、多少費用がかかっても県外だとか、またいろいろな考え方があると思うのですけれども、一般の広域の中での廃プラスチックかなりありますので、それが不法投棄のような形につながっていくような危険性も含んでいると思うのですが、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 清掃センターでは、先ほど私のほうから答弁したとおり、産業廃棄物に該当するプラスチック類については、焼却処分をしていない状況であります。しかし、不法投棄の件も全国的な問題のところであると認識しております。国内の産業廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じている状況では、不法投棄につながるおそれもありますので、廃棄物の不適正処分がされないよう、関係自治体とともに情報を共有し、連携して今後の対策を検討していきたいと考えております。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） これ本当に喫緊の課題ですので、待ったなしだと思っておりますので、しっかり対策をやっていてもらいたいと思います。

次に、介護施設から排出される紙おむつ等の受け入れ基準についてお聞きいたします。この基準のご説明と、それから持ち込みがあった場合の対応がどうなっているか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 紙おむつでございますが、これはプラスチック系の素材で構成されているため、廃プラスチックに当たります。そのため事業所から排出されます紙おむつは、産業廃棄物となりまして、搬入することができないものとなっております。また、廃棄物をごみピットに投入する際に搬入指導員が一般廃棄物に該当しない施設から紙おむつの持ち込みを発見した場合は、先ほどと同様に事務所のほうに直ちに連絡を入れ、職員が急行いたしまして、確認作業を行った上で厳重に注意を行い、搬入をお断りしているところでございます。

一方、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅など居住スペースを提供している施設における紙おむつの排出ですが、これは老人ホームの事業活動ではなく、アパートやマンションと同様に居住者みずから排出した家庭ごみでありますので、家庭系の一般廃棄物として受け入れ処分をしているところでございます。

それから、こちらの確認的なものでございますが、施設によっては紙おむつ類と一緒に搬入しているところもあるかということのご質問かと思われませんが、清掃センターで受け付けを完了し、廃棄物ごみピットに投入する際に、プラットホームでの搬入指導員の監視を実施していることから、搬入できない廃棄物が持ち込まれていることはないと考えているところでございます。そのほかに防止策としましては、清掃センターに継続して廃棄物を搬入する業者につきましては、事業所の所在地や業務内容、搬入する廃棄物の発生形態や種類、発生量などを詳細に記入させ、聞き取りを行った上で一般廃棄物多量排出届により搬入物の確認を行っているところでございます。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） 事業所のほうは搬入できないということで、しっかりチェックできると思いますけれども、余り不法性を疑ってはいけないのですが、個人のごみの中に混入して持ち込まれているごみがたくさんあると聞いております。そこのチェックの仕方が非常に難しいのだと思いますけれども、そこをしっかりとやっていかないと、ごみは減量はしていかないと思うのです。減量化対策ですか、そこにはつながらないと思うのです。ここの部分での私もいろいろ調べましたけれども、非常にグレーで、なかなかチェック機能が確立できないとは聞いておりましたので、渋川市の現状を今お聞きしたわけですがけれども、そんな中で今減量対策、所管外といったら所管外なのですから、管理者含めて自治体の長、部長もいますので、3自治体という中で考えたときに、減量対策が渋川市、この組合になるかもしれないのですけれども、県でワーストワンなのです。なかなか進んでいないというのも現実です。やはりこれを改善していくというのも費用軽減につながりますし、環境対策にもつながりますので、しっかりお願いしたいと思います。この廃プラスチックの問題は、かなり大きな問題なのですが、管理者として、この問題についてお考えがありましたら伺いたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 廃プラスチックが世界的に今問題になっております。ストローですとか、カップですとか、いろいろなものが世界で問題になっております。そういったことについては、渋川広域圏においてもしっかりとその対応をとっていかねばいけないと思っています。例えば今市内にサントリーの工場がありますけれども、そこからサントリーの工場だけではありませんけれども、渋川市内で飲料をつくっている会社がたくさんあります。そのペットボトルがいろいろな形で資源になっているものもあるのですけれども、なっていないものもたくさんあると。そういったものを資源化して再利用していく、ペット to ペットと言っているのですけれども、ペットからペットに使えるものか、そのための処理コストもちょっと高くなるものですから、今サントリーとも協議をしているのですけれども、ぜひこの広域圏で足並みをそろえて、そういったことも取り組んでいければなと思っています。

いずれにしても、この問題は地球規模で大きな問題ですので、渋川広域圏も積極的に取り組んでま

いりたいと思っています。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） なかなか難しい問題ですけども、やはり減量とリサイクル化というのをこれを今後対策としてしっかりやっていただきたいと思います。

それでは、次に、小型家電の受け入れについてお聞きします。小型家電のリサイクル法の対象品が持ち込まれた場合、どのような対応をしているか、現状をお聞かせください。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 小型家電の関係では、市町村で拠点回収された小型家電や個人が直接搬入します小型家電については、清掃センターで処理をしているところでもあります。搬入された小型家電ですが、燃えないごみとして破砕機にかけ、金属部分と非金属部分に分けているところでもあります。金属部分につきましては、アルミニウムと鉄に分け、有価物として回収し、リサイクルしております。また、非金属部分は、可燃物として焼却処分されます。小型家電は、素材がプラスチック類や金属の複合体で構成されているため、事業所から排出される産業廃棄物に該当します。したがって、清掃センターでは事業所から排出された小型家電については、処理を行っていないところでございます。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） 確認なのですが、ボックスで回収して、今説明がありましたけれども、いろいろリサイクルできるものは部品を取り除いて再資源として、これは法律ができたと思うのですけれども、それののっとして今そういうことはやっているということでもよろしいのですか。この答弁お聞かせください。

それと、処理する、埋め立てられればいいのですが、処理する場所がないときに、運搬、これ事業所許可がないとこれ運搬できないと思うのですけれども、例えばで質問してはいけないのですが、市の職員が運搬しているようなことがないと思うのですが、その辺の確認をさせてください。

議長（石倉一夫議員） 清掃センター所長。

（清掃センター所長永井茂久登壇）

清掃センター所長（永井茂久） 家電リサイクル法という方面でいいますと、清掃センターでは受け入れていませんので、小型家電は処理をしていますが、家電リサイクル法に当たる電化製品は搬入していません。

また、一般廃棄物の収集許可業者のことかと思いますが、これは広域組合ではちょっと許可事務を行っていませんので、それについてはちょっとお答えできません。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） 家電についても、処理していただくのもお金もかかるし、また清掃センターでの処理の対象になるのもあると思いますけれども、ここもしっかり部品については再資源になりますから、またいろいろしっかり仕事をしていただきたいと思います。

次に、一般廃棄物収集運搬業許可業者、企業の件でご質問いたしますけれども、最初に渋川市この許可業者が何社あるのかと、それから実際に清掃センターに持ち込んでいる業者、その把握がわかりましたらお聞きしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 本組合の清掃センターに廃棄物を搬入している一般廃棄物収集運搬許可の業者数につきましては、渋川市が84件、吉岡町が40件、榛東村が24件の合計148件です。

それから、実際に搬入している事業者数ですが、清掃センターで一般廃棄物多量排出届を受理し、許可をしている事業者数ということで、渋川市が326件、吉岡町が53件、榛東村が34件、圏域外が33件の合計で446件となっている状況ですので、よろしくお願いいたします。

議長(石倉一夫議員) 4番。

4番(田邊寛治議員) かなりの会社というのですか、その事業者が搬入されているわけですがけれども、こういう業者への指導あるいはいろいろ管理のための対策は、現状ではどのような形でされているのか、お聞かせください。

議長(石倉一夫議員) 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 指導管理ですが、先ほども答弁の中で申し上げた一般廃棄物多量排出届の申請時には、収集業者の場合については、申請書に廃棄物の収集場所や廃棄物の内容と搬入量を詳細に記入していただき、あわせて一般廃棄物収集運搬許可書の写しの提出を義務づけているところでございます。また、収集業者でない事業所の場合でも同様に、申請書に事業所の所在地や廃棄物の内容と搬入量を詳細に記入していただいて、審査して問題がない場合に廃棄物多量排出届出済証を発行しているような状況にございます。

議長(石倉一夫議員) 4番。

4番(田邊寛治議員) ちょっと他市町村のご紹介をしますけれども、今の答弁だと、事前の説明だとか、指導だとか、その部分が渋川市はされていないかと思うのです。現場でのチェックだとか、今の答弁なのですけれども、やはりいろいろ不正だとか、減量というところにつなげるには、事前の説明会、講習会が必要だと思います。これを今近隣市町村で前橋市、高崎市、太田市は年2回、それから藤岡市、富岡市等は、事業所説明会をやっているのです。お聞きすると、渋川市はまだやっていないということなのですが、これ開かないというと、今後検討するのか、やる予定があるのか、お聞きしたいと思います。

議長(石倉一夫議員) 事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 清掃センターのごみを搬入する業者、事業者説明会ですが、現在清掃センターで実施している廃棄物の確認方法ですが、先ほどほかの質問の中でも答弁させていただいたとおり、一般廃棄物多量排出届の提出の中で確認を行っているところでございます。その中で、搬入可能な廃棄物であれば、廃棄物多量排出届出済証を発行しているような状況です。また、清掃センターに継続して廃棄物を搬入しない多量排出届が必要でない業者についても、同様に廃棄物の詳細な聞き取りを受付で行っている状況であります。受け付けを完了して、実際に廃棄物をピットに投入する際も、プラットホームでの搬入指導員の監視も実施しています。以上のことや事業系の廃棄物の搬入量は、現在減少傾向にあるような状況にありますので、このチェックで十分効果が出ていると思われまますので、業者説明会については実施を考えていないところでございます。

議長（石倉一夫議員） 清掃センター所長。

（清掃センター所長永井茂久登壇）

清掃センター所長（永井茂久） 先ほどの説明にちょっと追加で説明させていただきたいのですが、先ほど申されました前橋市、高崎市、太田市ですか、これも聞いてみたのですが、これは搬入される廃棄物の基準とか、そういうのが主な説明会ではなく、これ一般廃棄物の収集許可業の事務もこの市町村はしているので、メインとしては一般廃棄物収集許可業の注意事項、許可を更新するときの注意事項や車両にどういふものを記載しなければいけないと、そういうことの説明会だということですので、搬入物がこれが搬入できてこれが搬入できないという説明会が主の説明会ではないと聞いております。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） 説明会の内容は、それぞれあると思うのですけれども、やはりいろいろ適正管理をしたり、今いろいろ問題になっている費用もかかるわけですから、そういう中で事前の予防対策としてやはりこういうものをしっかり必要なものはやっていくという考え方は私は持つべきだと思いますけれども、現場の事情もわかります。非常に先ほどの廃プラスチックを燃やすことによって、炉が傷むだとか、いろいろありますけれども、必要なものはやはりきちんとやるというのが基本だと思うのです。だから、そういう意味で現場のお話はわかりましたので、この点で管理者として非常に今の管理者は政策の中で予防だとか、抑止をかなりスピードアップしてやっていますから、ごみの問題は収集はそれに該当すると思うのですけれども、その観点でちょっとお考えを聞かせていただけますか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 事業者説明会について、私も必要性はあると思っています。現在のところ不適正な事例は余り確認されていないということでもありますけれども、今後不適正な事例の状況を見ながらきちんとした事前説明をしていきたいと思っています。

議長（石倉一夫議員） 4番。

4番（田邊寛治議員） いろいろ今までもろもろお聞きしましたけれども、このごみ問題の大半は、自治体の裁量にやっぱり任せられているかなと思います。また、行政、住民、事業者のやっぱり総意で資源を有効活用し、ごみをできるだけ減量化、少なくすることが現実に今求められているわけです。社会が目指す持続可能な循環型社会の構築は、それぞれの自治体の努力にかかわってくると思います。そんな中で、最後の質問になりますけれども、再度管理者にお尋ね申し上げますが、これからのまちづくりにおいて、環境問題を抜きにしては考えていけないと思います。国が抱える大きなテーマとして、この持続可能な循環型社会の構築のために、地方自治体は今後どう取り組んでいくのか、最後にお聞きして一般質問を終わりたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 持続可能な社会をつくっていくことが今一番求められております。国連においては、SDGsということで、持続可能な開発目標ということ今世界的な規模で訴えております。私は、そういった意識を高めていくということが一つは大事だと思いますし、今それぞれ企業においても、そして市

民においても、それぞれのレベルで環境問題を真剣に捉えていかなければいけないと思っています。渋川広域圏においても、そういったことに意識を高めて、そしてみんなでこの地球環境を守る、そして私たちの生活環境を守るという対策をとっていきたいと思っています。

議長（石倉一夫議員） 以上で4番、田邊寛治議員の一般質問を終了いたします。

通告の順序により、エコ小野上処分場建設に係る検証について。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、私は通告にもありますように、エコ小野上処分場建設に係る検証ということで、昨年10月定例議会に引き続いて行わせていただきます。細かくは資材の搬入記録について、進入道路の工事について、また昨年行いました平成30年10月一般質問の確認について、この内容について随時質問させていただきます。

まず、最初に、平成30年10月23日の昨年の組合議会での検証について質問しました。この一般質問のやりとりの中で質問させていただきますが、スラグの納品については、当時の後藤事務局長からは、合計248.5トンが納入されていると答弁がありました。私は、この数字について議長に前もって資料請求をして得た数字を示し、430トンだと申し上げた。こういったことでそごがあることを指摘しております。この1年間にスラグ搬入に限ってであります。組合として新たな調査をしたとか、新たな事実がわかった、こういうことについて今お持ちのことがありますかどうか、まず最初に質問をさせていただきます。細かく具体的には自席に戻って質問させていただきますが、よろしく願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 吉田事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 昨年の10月定例会において、スラグの量につきまして事務局長から答弁申し上げました。小野上処分場、旧処分場になりますけれども、埋め立てなのですけれども、年度別のスラグの使用量ということで、平成17年度58.17トン、平成18年度67.7トン、平成21年度52.66トン、平成23年度に70トンということで、合計248.5トンと答弁させていただきました。これにつきましては、平成29年度に広域組合の職員が群馬丸太運輸株式会社の納品伝票とか、そういったもので調査した結果と聞いております。それ以降につきましては、調査はしておりません。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 過去の数字を前回の答弁と全く同じではないですか、事業課長。これについて私は質問の中で248.5トン納入されたと答弁もらったよと、その後どうなのだと聞いたら何ですか、この答弁は。再度聞きます。調査はしていなかったのですか、これだけいろいろなスラグの問題で出ている中で。その気持ちもなかった。事業課長が一番よくわかっているからそうだと思いますけれども、再度答えてください。全くその考えはなかったのですね。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほどのスラグの量なのですけれども、旧処分場で使

われていた量になります。現在は、エコ小野上処分場で舗装工事をしてしまっている状況でありまして、スラグの量を調べるに当たっては、舗装を剥がしまして、路盤材から下を全て掘り起こさないと数量的には現在では確認できない状況と考えております。そのため書類上でしか確認できない状況ですので、確認としてはやはり現場を掘り起こさないとできません。またその搬入道路につきましては、平日毎日焼却灰を運搬するトラックが通行しております。いろいろ予定を組まないと簡単にはできない状況と考えております。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 何言っているのですか。調べる方法は幾らでもないではない。群馬県に何と報告していますか。広域組合でも群馬県に報告しているでしょう、全体に数量は少ないけれども。これについて、平成29年度進入路幅5.1メートル、幅員まで入れると約6メートル、長さについては約80メートル、この部分について大同特殊鋼株式会社から69万1,200円受け入れているのではないですか。調査しているのではないですか。この大同特殊鋼株式会社からこのお金を受け入れて調査したということは、大同特殊鋼株式会社については、もう既に小野上の処分場にスラグが入っているということを承知の上で出しているのです。そして、調査をしたのではないですか。この中で、これ平成27年の10月議会になります。小池春雄議員の一般質問で、私角田喜和が平成27年9月7日に大同特殊鋼株式会社に対してエコ小野上処分場にスラグが使われていたかどうか問い合わせをしています。そして、同月の11日に大同特殊鋼株式会社本社から私にファクスで回答が寄せられました。確かに入っています。スラグを搬入した記録はありますと。しかし、広域組合からの問い合わせはありませんと答えているのです。今から4年も前の話です。そこでまた問い合わせもしていない、何もしない、ほっておく、こんなばかな話がありますか。

こういう中で、改めて質問いたします。組合として大同特殊鋼株式会社にすぐにでも問い合わせをしますかどうかですか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 組合から大同特殊鋼株式会社への問い合わせをしたかということになります。平成27年度のちょっとお話をさせていただきます。

角田議員が平成26年9月7日に問い合わせまして、9月11日に内容の報告をいただいているということなのですが、組合としましては、平成27年の12月17日付で大同特殊鋼株式会社渋川工場から問い合わせ内容の結果を聞いております。通知をいただいておりますので、通知を読み上げたいと思います。2015年、平成27年となりますけれども、12月17日付、大同特殊鋼株式会社工場長から渋川地区広域組合の管理者宛てに来ております。2014年、平成26年ですけれども、9月11日付で渋川市議会議員、角田喜和氏より弊社が回答したスラグ砕石納入記録に関するご質問について、下記のとおり回答申し上げます。

1、角田議員の質問は、小野子最終処分場の工場の弊社の製造した鉄鋼スラグを含む路盤材が納入されているかとの趣旨でした。弊社は納入した具体的事実を把握していませんが、スラグ入り路盤材の納入記録を佐藤建設工業から受領していましたので、その旨を回答いたしました。納品記録の受領をもって納品の事実があるとの誤解を角田議員に与えたとすれば、弊社の回答の表現がつかないかと存じます。

2番、貴組合のご質問を受けて、改めて佐藤建設工業に確認したところ、弊社が受領した記録と異なり、スラグ入り路盤材は納入していないとの説明を受けました。情報が錯綜して皆様に混乱を与えましたことを謹んでおわび申し上げます。

引き継ぎの書類の中にもう一通ありまして、大同特殊鋼株式会社総務部広報室長、市原さんという方から回答ということで、宛て先は質問の角田議員となっております。内容については、私が読み上げたものと同様となっております。

このように組合としては、平成27年に大同特殊鋼株式会社に問い合わせは行っております。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 問い合わせはしていないと言いながら、今になって問い合わせをした結果、今さら何ですか、この回答は。

それでは聞きますが、大同特殊鋼株式会社に問い合わせをした結果が今の事業課長の答弁でした。当初平成27年10月広域議会の一般質問でもエコ小野上処分場には入っていないとの一点張りでしたが、とんでもない話なのです。大同特殊鋼株式会社が69万1,200万円ものお金を出しているのです。3カ所絞ってみた、3カ所したのです。そうしたらば、浅いところは40センチメートル、深いところは70センチメートル、3カ所ボーリングして、そこからフッ素が出てきた、こういう状況ではないですか。そして、この問題については群馬県の廃棄物・リサイクル課にも行って足を運びました。そして、群馬県はこのスラグ問題が起きてから、県内の自治体や関係するところに対して、調査をして報告をしてくださいということをやっていました。それに対して、渋川地区広域組合はどういう報告をしましたか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） まず、一番最初の質問で、私は昨年度の一般質問の後に大同特殊鋼株式会社に問い合わせをしたかということとありましたので、そういった答弁をさせていただきました。組合としては、平成26年とか、平成27年の10月定例会での質問があった後だったと思うのですけれども、問い合わせをして12月に大同特殊鋼株式会社から先ほど答弁したとおりの回答があったと思っております。

あと県が関係自治体に調査というのを依頼したと思います。これにつきましては、昨年度で日付はあれなのですけれども、ちょっとわからないのですけれども、6月ぐらいに県の廃棄物・リサイクル課の課長以下3名来ました。4名が組合に来ました。それで、県に提出してある書類の中で、エコ小野上処分場の名前がありますものですから、自主調査をお願いしたいということで来ました。組合としましては、工事書類に関しても、スラグ材は使っていませんし、あと平成26年12月22日が工期だったのですけれども、12月3日ですか、受注者のほうで現地に入っていないことを証明したいということで、受注者負担で調査を行いました。その結果も入っていないという結果でした。県には、入っていないということなので、こちらで組合でまた新たに公費を使って検査することはできないということで、自主調査についてはお断りいたしました。その後県のほうから廃棄物リサイクル法に基づきまして立入検査をしたいということで、昨年度県の立入検査がありました。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 平成26年12月3日、工期の終わる3週間前です。ここで調査をしました。結果は基準値以下であっても、フッ素については0.36出ています、2カ所で。あそこの場所には、エコ小野上処分場の場内で調査しています。フッ素が出ました、0.8以下、0.36であります。そのことはお認めになりますね。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） J Vで調査した結果の先ほどのフッ素の量につきましては、角田議員おっしゃるとおり承知しております。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 当然結果報告書も議員にも配られていますし、認めて当たり前だと思います。そうした中で、私は群馬県にも何回もこの間知事宛てに情報公開に基づいて資料請求をしてきました。そして、その資料を入手しています。平成30年に大同特殊鋼株式会社渋川工場からエコ小野上処分場にスラグを搬入した記録を出してくれと情報開示請求をしました。そうしたら、開示できませんという回答が来たのです、実は。それに対して、私は不服審査を申し立てました。そうしたらようやく開示決定がされ、ことしの1月に開示されました。その開示資料がここにもありますけれども、この中で大同特殊鋼株式会社が群馬県に報告をした資料です。群馬県に報告をした資料、これは報告者は大同特殊鋼株式会社となっています。ここには、ダンプの台数で983台運びました。2012年12月、平成に直しますと平成24年12月です。それから2014年1月まで、平成26年1月まで、規格名がRC40相当品再生資材、渋川市小野子地内となっています。この時期の1期工事でどこに入荷したのでしょうか。1期工事のどこに入荷されたと思いますか。1期工事に決まっているのではないですか。エコ処分場にしか入れないのです。しっかりと教えてください。承知していたのではないですか。承知していなければおかしな話なのです。ないとうそを言ったのではないですか。教えてください、しっかりと。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほどの県廃棄物・リサイクル課が所有している書類というのは、県のホームページ確認しますと、平成26年から平成27年ごろに大同特殊鋼株式会社、大同エコメット株式会社、株式会社佐藤建設工業から廃棄物処理法に基づきまして資料を聴取したということをホームページに書いてありますので、その資料にエコ小野上処分場の記載があるということです。それも私も裁判資料にもなっていますので、内容は確認しております。台数も確認しました。それにつきまして、工事中につきましては、材料承認ということで書類を株式会社佐藤建設工業、また碎石につきましては旭石材工業株式会社という小野上の業者から2社から入っていたものですから、また株式会社佐藤建設工業は土木工事のJ Vの下請でも入っていました。材料承認としてのこちらの確認しているものでもありますし、スラグ問題は工事中まで戻りますと、渋川市議会では平成25年ぐらいにスラグの話が出たと思うので

すけれども、この工事は平成24年11月30日から平成26年12月22日までの工期で行っております。工期中にその話が出ました。現場に来ていただければ砕石がいつでも手にとれる状況の中で、その話がありました。そこで、材料承認も出していますし、当時私は監督員でしたけれども、私を含めてJ Vの工事現場代理人も搬入される材料を確認しております。

また、通常私どもの発注者は持っていませんけれども、きょう手元にお持ちしたのですけれども、これが全部株式会社佐藤建設工業から納入されました納入伝票となります。トラックが現場に搬入されますと、材料を確認して、現場代理人が署名いたします。これは、控え側になっていますので、見ていただくとブルーの文字になっている控え側の文字です。ここにスラグが疑われるような材料は一切記入がありません。これ裁判証拠として提出しております。実は、9月27日に証人尋問があったのですけれども、その中でも裁判官にもこれは証拠書類として提出してありますので、書きかえができないということは確認いたしております。こういった書類をもって私どもは入っていないということを証明している状況であります。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 裁判記録でわかったなんてそんなことを言っていてはだめです。9月27日のところで何と言いましたか、株式会社佐藤建設工業の社長は。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほど私も申しあげましたけれども、9月27日に1時半から前橋地方裁判所で証拠調べということで、証人尋問が行われました。この内容につきましては、現在裁判所から調書をいただいております。調書を読んでいないのでわかりません。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） では、かわりに私が申し上げます。

株式会社佐藤建設工業の社長は、これについて、書類について2週間かけて職員や家族に手伝ってもらって、伝票を書きかえましたと言っていました。伝票を書きかえたと言っているのです、2週間もかけて。誰が伝票を書きかえろと頼んだのだ。それをはっきりしようではありませんか。誰かにその指示を受けなければ、2週間かけて伝票の書きかえなんてしないのです。広域で頼んだのですか、教えてください。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 質問の中で、組合と県がちょっとまじった話になってしまっているのですけれども、群馬県が先ほど私申し上げたとおり、大同エコメット株式会社、株式会社佐藤建設工業から廃棄物処理法に基づいて書類を聴取した。そこに処分場の名前があることは承知しております。

書きかえ云々という話なのですけれども、先ほどの伝票の話に戻りますけれども、これは現場で現場の係員がじかに受け取ったものを保管してあります。なぜ保管してあるかといいますと、裁判の証拠として保管してあるので、通常ですと、料金の支払いが終われば保管していないかもしれないのですけれども、

その現場でその都度保管したものです。当然この複写の表側というのは、株式会社佐藤建設工業がお持ちだと思えます。伝票というのは、こちらはもう書きかえできない状態ですので、そちらの話をしているのではないかと思いますけれども、あくまで県と株式会社佐藤建設工業なり、大同特殊鋼株式会社の中のやりとりですので、そこに組合はかかわっていませんので、その話についてはちょっとわからない状況であります。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 組合は関係と今言いました。群馬県は、何で群馬県が伝票を差しかえ、書きかえさせなければならないのですかと。群馬県は怒っています、廃棄物・リサイクル課は。群馬県が何で伝票を書きかえたものを提出しろなんて言うことがあるのですか。真実のものを出してくれということで調査して、群馬県内調査したら、それに該当する大同特殊鋼株式会社、株式会社佐藤建設工業にも事情聴取して、資料を出させたのではないですか。群馬県がこんなことをするわけないと怒っています。出るところ出てもいいです、私は。

では、次に行きます。この問題はしっかりとやらせてもらいます。それで、この983台並びにこの問題について、そうしましたら株式会社佐藤建設工業が群馬県に書類を提出せよということで出した作業日報があります。これも情報公開で取り寄せました。このダンプとか、それこそ30台もあるのですけれども、その中の一つ、6755というダンプで3月2日の土曜日の作業日報があります。それと吉田事業課長が示しました今手元にあった納品書、こちらにはRC40-0としっかり書いてあります。これが何でそちらの伝票はRCではなくて、新材の40になっているのでしょうか。ここだけでもそごがあるのです。それだけではありません。一つ一つ来てもらえれば全部ここで附せんついてありますから、示します。見比べてもらいたいのです。それと同時に、これは大同特殊鋼株式会社と株式会社佐藤建設工業が取引した内容について、群馬県に提出したものかな、それが株式会社佐藤建設工業から組合を通じて資料として裁判の中にも出されてきました。これにはRC40-0、この平成25年3月2日土曜日のダンプ番号6755については、こちらにも大同特殊鋼株式会社との取引の内容の中にもしっかりとRC40-0、こういうふうに記載されています。ほかのちょっと遠くで見えないので、附せんをつけたこのところ、全て群馬県から取り寄せたものと裁判で出てきたものは一致しています。一致していないのは、今お手元に持っているその業者間の納品伝票なのです。こんなおかしい話があるのですか。これについて、私はしっかりと調査をするまでもなく、ここにもう状況としてわかっていますから、ここについては工事が行われていた期間に使われてきた材料が載っています。それで、取引するのは大同特殊鋼株式会社との取引はRCしかないのです。それが983台あると言っていました。それと同時に、今度は大同特殊鋼株式会社と株式会社佐藤建設工業が取引した文書の中で、6,055立米をエコ小野上処分場に入れたということがあるのです、ここに。台数として757台です。このそごをどうやって説明するのですか。これだけのものが公のところから出ているのです。1つはもう裁判資料で包み隠さず全て本当の事を出しなさいということで、出された資料にあるのです。これでも組合は知らぬ存ぜぬを通すのですか。もう一回答えてください。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） まず、初めに、先ほど来お話しいただいているのは、業者から県に提出された資料ということです。また、作業日報の話が出ていました。これ9月27日の日に裁判証拠として出されましたので、甲第61号証ということで、枚数相当あるのですけれども、そのとき確認いたしました。そこに確かにRCと書いてあります。これそもそも作業日報というのは、会社内でつくられているもので、私ども全然知りません、この内容については。先ほどから業者が県に出した資料、私ども全然関知しておりませんので、情報公開なり、裁判の証拠として出てきたときにわかっているような状態となっております。一切見てもいないので、内容について聞かれてもちょっとわかりません。

あとこういった県に提出されている資料があるものですから、一番最初に私話ししましたけれども、昨年度県が立入検査したことにもつながってくると思います。県の分析結果というのが実際出ております。スラグの溶出量試験、含有量試験の結果というのが出ています。全て環境安全品質基準値を超過しない値ということで出ております。また、組合ではやらなかったのですけれども、県は蛍光エックス線分析装置による組成分析というのを行っております。材料の組成を見るようなものです。この検査も県の場合には行っております。大同特殊鋼株式会社から借りていたようなのですけれども、スラグ材と現場から採取されたものの組成分析をしました。違うものだという結論が分析結果としても出ていましたけれども、大同特殊鋼株式会社から出たもの、疑われるようなものは現場では発見されなかったという報告書になっております。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 私はそんなことを聞いているのではないです。バージン砕石しか入っていないのでしょうということ言ったのではないですか。今組成分析した、何した、そこにあるのは大同特殊鋼株式会社のスラグとは違うものが入っている。僕はいいかげんなことを言っていない、そんなの。大同特殊鋼株式会社以外のほかのスラグがそこにどうやって入るのだ。ここに示したように、エコ小野上処分場にスラグが入っているということを皆さんにおわかりいただければと思います。入っているのです、これ事実。

それで、今その納品伝票のうち1冊今手元に持ってこられました。この納品伝票、私もそのとき加藤市議と一緒にたまたまそちらに行ったときに、伝票のつづりが机の上にあったと記憶しておりますが、そのころはいつごろだったですか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） この納品伝票をたしか記憶では、これを見せていただきたいということでおいでになったと思います。細かい日付については、以前私市から派遣されていた時期なので、手帳等も処分してしまったので、何日にお伺いになったかということは、今記憶にございません。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 何月何日と特定しなくてもいいです。およそ何月ごろだったかなとお答えしてもらえますか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 本当に記憶にないのですけれども、平成26年度だったとは思いません。

（何事か呼ぶ者あり）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） わかりません。

以上です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 先ほど言いましたRC40-0、運搬した記録もある作業日報の写しもここに示しました。納品伝票は全てバージン材が入っている、そんなおかしなことはあり得ないと先ほども言いましたけれども、今私が事実をもって示しました、これについて管理者として、私が今示したこの内容について全部は理解はできないかもしれませんが、管理者はどうこの部分について受けとめているのか、お考えがあればお示しをいただきたいと思いますが。

議長（石倉一夫議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 平成二十六、七年ごろの出来事だと思いますけれども、いろいろな資料を示さされてご指摘がありました。私は、その時点でしっかりと適切にされておったのではないかとは思いますが、そういった疑問等もあるとすれば、また調べてみる必要もあると思います。ただ、一方で司法の場にこの案件は移っておりますので、しっかりと司法の判断を受けて、そのことを踏まえてまた対応していきたいと思えます。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 再度言わせてもらいます。

昨年10月23日の一般質問でも確認しておりますが、進入路、先ほど言いました幅員6メートル、長さ約80メートル、この下について掘ってみなければわからない、何立米あるかわからないと言いました。大同特殊鋼株式会社が示した983台がRC40相当品が入っている。この部分について、私は日付からしてエコ小野上処分場ないしエコ小野上処分場に通ずる進入路、これについてはエコ小野上処分場をつくるときに造成された道路です。こういった下にも入っているし、当然エコ小野上処分場の敷地内にもたくさん入っていると思えます。入っているのです、これ。ですから、しっかりとこれについては改めて調査をすべきと思えます。これは、入っているし、断言させてもらいます。これは、群馬県の調査、そして大同特殊鋼株式会社が出した資料、そして株式会社佐藤建設工業がきちんと出したこの資料、これが全部裏づけとなっていますので、このところをしっかりとこれからも見させてもらいたいと思えます。これは入っているということを改めて訴えて、私の一般質問は終わります。これからの対応について再度真っすぐな目でこの事業についてまた見ていきたいと思えます。指摘をして、またスラグが入っているということを訴えてここは終わります。また機会がありましたらさせていただきます。終わります。

議長（石倉一夫議員） 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了いたします。

休 憩

午後2時28分

議長（石倉一夫議員） 休憩いたします。

会議は、2時50分に再開いたします。

再 開

午後2時50分

議長（石倉一夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順序により、1 スラグ問題について。2 これまでの広域行政について。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、エコ小野上処分場にスラグ碎石が入っていることは大同特殊鋼株式会社本社も認めているところですが、平成26年7月25日臨時会では、全て8,700立米が新材ですので、スラグは使用していませんと当時の事務局長が答えております。何を根拠に使用していないと言い切れるのか、大きな疑問があります。私は、広域組合としてしっかりと調査を行い、しかるべき対応が必要だというふうに思っております。安全、安心のため、ぜひとも早急な除去対策が求められているというふうに思いますけれども、まず管理者の決意をお伺いをするものであります。

2点目につきましては、これまでの広域行政についてお尋ねをするものであります。契約問題でも、これまでさまざまな問題がありました。管理者としての責任は一層重要となっておりますが、過去の問題も踏まえ、ごみ処理施設業務委託同様に、法の精神にのっとりまして行っていくことが必要だと思っております。今後のこれらに関する管理者の決意をお尋ねをするものであります。

すごくあっさりしていますけれども、2問目からしっかりと質問したいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（石倉一夫議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） エコ小野上処分場の件でありますけれども、ただ真実をしっかりと調べなければいけないということは、そのとおりだと私も思います。そのことについては、平成二十六、七年のころの経緯のことですけれども、現在前橋地方裁判所で司法の場でいろいろ審理をされていると思います。そういった審理をしっかりと司法の場での判断を踏まえて、また広域組合としても対応していきたいと思っております。

契約の関係につきましては、議員のおっしゃることについて、私も理解ができます。基本的には地方自治法の第2条の第14項になると思っておりますけれども、地方公共団体の契約については、最少の経費で最大の

効果を上げるという大原則が規定されております。そのことがベースだと思います。そのためにいろいろな入札契約制度等も決められて、その目的のためにつくられていると思いますので、しっかりとした目的を果たすための入札契約執行方法にしなければいけない、そのことが大事だと思っています。清掃センターの焼却場の契約についても、私もこれだけの大きな契約を入札しないで随意契約でやるということについては、就任早々から見直すべきだろうと思っておりまして、見直しをした結果2億2,000万円ぐらいが1億6,000万円ぐらいまで下がったと、そういう最少の経費で最大の効果の最少の経費にいったと思いますので、ただサービスの水準が落ちてはいけませんので、しっかりとそういったところも見ていかなければいけないと思います。改めてまた環境クリーンセンターの件で今回もこれまでの契約の方式を改めて、債務負担行為をとって一定の期間入札をしていくという方式もとりましたので、そういった契約の見直しもこれからも進めていきたいと思っています。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 私は、今回質問するに当たりまして、当時の議事録をもう一度読み直してみました。これは当時の議事録なのですが、平成26年10月広域議会におきまして、当時私は昨日広域組合のほうに電話を入れまして、大同特殊鋼株式会社本社のほうで、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が渋川市小野上での建設を進めている廃棄物最終処分場工事において、スラグ入り路盤材を納入した記録を株式会社佐藤建設工業から受領していますという文書を大同特殊鋼株式会社本社から得ております。これはその答弁から書いたものですが、ここを確認しますが、いかがですかと当時のそちら側、執行者側にお尋ねしました。当時の飯塚英樹事務局長は、昨日大同特殊鋼株式会社渋川工場に確認、総務部にしたところ、本社総務部広報室では、鉄鋼スラグ製品の小野上処分場への出荷記録がありますかとの問い合わせがあり、具体的にどこの場所かはわからないが、小野上処分場への出荷記録はると本社総務部広報課の職員が口頭にて回答をしたと、このように述べました。私は、資料を示して、これは角田議員が大同特殊鋼株式会社本社総務部広報室、市原剛次氏から9月7日付でファクシミリで連絡をしてきましたと発言をしました。時の管理者の阿久津貞司氏がこのことに対して、私に盛んにやじを入れているのです。それは本物かとか、実物を出せとか、それ議事録でも載っています。私は、このことを今でも記憶に残っております。

このように当時の事務方も納入記録があることを知りながら、これまで私の質問に対しまして、このエコ小野上処分場にはスラグ砕石は入っていません、入っていませんとずっと答えておりました。入っていないのだと答えていました。私は、このことを何回も質問しているのです。そのときある議員が大きな声でそこにもいますけれども、本当のこと言え、入っているのだろうと言ったら、事務局長がのこのこと出てきて、入っていますと。しかし、それは1期工事ですと、こういう言い方をしたのです。今まで入っていない、入っていないということが1期工事に入っているのだと。このように事務方も当時の納入記録があることを知りながら、これまで私の質問に対してエコ小野上処分場に入っている8,500立米は、全てバージンですと答えたのです。先ほどの角田議員の質問に対しまして、そちらの吉田課長ですか、回答したのは、県の調査でも基準を下回っているとか言っているのです。そんな問題ではないのです。全てバージンだと言っているのです。議事録を確認してください。バージンしか使っていないのだと、それが今度はいつの間にか基準値以下だったら、RCでも何でもいいではないかと言いかけているのですけれども、そ

うなってくると値段も全く違ってくるでしょう。だから、そういう理屈はこれまでの経過というものを踏まえればおかしい点はすぐわかるのです。

このようにスラグ碎石は大同特殊鋼株式会社本社が入れた記録があると言っているのに、広域組合が入っていないと言っているのは、私は全く理解できません。組合のいわゆる監督官、その当時おったか知りませんが、それから請負業者の監督、そして東京の環境何とかという設計監理を行っている監督がいましたけれども、その人たちが口をそろえて入っていないと私に回答しているのです。管理者、これはエコ小野上処分場の話ですから、大同特殊鋼株式会社が入れた記録があると、記録は確認していますと回答しているにもかかわらず、口をそろえて何回も全て新材ですと答えているのです。都合が悪くなると、これが新材ではなくて、県が許可しているものなのだという、そういう言い方に変わっているのです。私は、全くこれは解せない話なのです。

今私がいろいろ話していましたが、これは私の今の発言を聞いて、どちらが正しいのだから、どちらの言い分が本当なのだから、なかなか理解できないでしょうけれども、今の私の話を聞いて、管理者はどのようにまず理解していますか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 先ほども申し上げましたが、いろいろな事実あるいはいろいろな記録があると思います。そのことを含めて、第1審ですので、事実はどうであったかという確認をするのが第1審の役割ですので、第1審の役割の事実審をしっかりと尊重して対応していきたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 裁判を尊重するというのも、それは大事でしょうけれども、このことを行ったことの実態というものは、議会対いわゆる広域組合の執行者側とのやりとりであり、またこの工事を発注したのはそちらの執行者側は、当然議会が議決をして発注をしているわけですが、また……に対する監督管理責任というのは、私はそちらにあるかと思うのです。これからまたもう少しさまざまな事実をお示しをしますので、ぜひとも裁判だから裁判で解決をすればいいという問題ではなくて、やはり市の職員に対する問題であれば、それは裁判ではなくて、執行者として自分の部下が行っていること、発言をしていることですから、そのことを裁判所がどうのこうのという問題ではなくて、やはり管理者として今後どうしていくかという問題になろうかと思っております。

私たちは、裁判という話が出ましたが、エコ小野上処分場にかかわる問題で、まず住民監査請求を行いました。スラグ問題が住民監査請求の中では、国も県も調査中であり、すぐに撤去とは言えないという回答でしたということで、住民監査請求の中で監査委員はそういうことならすぐ撤去しろということとは言えないのだよという回答だったのです。ですから、これを受け、現在私たちはその裁判を行っているわけなのです。

それと、増額補正問題とスラグ碎石の使用問題ですけれども、スラグ碎石がエコ小野上処分場へ搬入記録が情報公開請求で出されまして、先ほど角田議員が発言をしましたけれども、搬入されていることが確認をされています。また、裁判の中で株式会社佐藤建設工業の社長が納品伝票の書き直しを2週間かけて行ったと証言をしております。なぜ納品伝票の書き直しをしなければならない事情があったのか、これら

の話を聞いていると理解できると思います。私は、求めたことに広域組合の弁護士が株式会社佐藤建設工業と口裏合わせをしているような感じで、広域組合の弁護士がどこの弁護をしているのか、私には理解に苦しむ場面が多々ありました。このことを広域組合の管理者として、本当に理解しているのか、管理者の意に反して職員が暴走しているのか、影で大きな力が働き、動かされているのか、本当に私は理解に苦しみます。このような大きな疑惑がある以上、徹底的に必要な場所のスラグ調査を管理者としても行うべきではないでしょうか。入っている、入っていないというのは、それは管理者が調査すればすぐにわかることなのです。これは、反省の問題とはまた別に、その前から私たちはそこに入っているのではないかと、先ほど角田議員も言いましたけれども、そこに搬入記録もありますよと、そういう疑いがかけられた以上、疑いを晴らすのは、これは管理者の仕事だと思っております。そして、管理者はまさに広域組合財産の管理者です。広域組合財産であるエコ小野上処分場に産業廃棄物の毒入りスラグが使用されている事実が判明すれば、所有権に基づく妨害排除請求を行わなければならない立場でもと思います。これらを踏まえまして、裁判だからというのではなくて、そういうおそれがあるというときは、独自に本当に管理者が権限を持っている、その代表であるのですから、そこがスラグが入っているかもしれない、そのおそれがあったら、調査をして、もしもあったとしたらそれを施工業者であるとか、そういうところに撤去させるということが私は管理者の責務だと思いますけれども、これらについての管理者の見解をお尋ねをいたします。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 重ねてのご質問であります。広域組合は被告という立場でありますし、原告の方がいらっしゃって事実はどうかということを経験の場に訴えられてぶち込まれて審理をされているわけですので、私はそのことをまず第一に尊重したいと思います。その結果によって、私はしっかりとどこに問題があったか、どこに責任があったかということは管理者としてよく調査をしていきたいと思っております。そして、しかるべく対応をしていきたい、結果によってはその撤去なり、排除なりということもあるのかもしれませんが、まずは入ったか入っていないかということが今議論になっているわけですので、そのことは司法の場においてもしっかりと審理をしていただきたいと思っております。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 管理者、同じことを何度も繰り返しますけれども、確かに裁判も行っていますけれども、今私は議員という立場で、皆さんは執行という形で、この工事の中でそこにそういうことが鉄鋼スラグが入れられたおそれが、可能性が十二分にあるといたら、では裁判を見てからその結果で動こうというのではなくて、管理者が裁判には関係なく事実関係を私たちが改善するために県から情報開示請求によりまして提出いただいたものですから、これを見ていただきまして、そして管理者がそれを判断して、そしてもしもそれが入っているという可能性があれば、管理者として当然これを撤去なり何なりしなければならないのだという立場に、裁判には直接関係なくそういう考えに至って私は管理者として動いてもいいのではないかとこのように思います。

続けて、この問題とは直接は関係ないのですが、先ほど言いました2項目のこれまでの広域行政についてということで、今管理者から先ほど回答をいただきましたけれども、私は続けて質問します。私

は、しばらく前からごみ処理施設運転管理業務委託に対し、疑義を唱えまして、随意契約に対し反対をしてきました。管理者も何度も繰り返し言うておりますが、最少の経費で最大の効果を生むことが地方自治の責任ですと。私を感じるに、誰のために広域行政があるのか、首をかしげることが多過ぎます。これまでなれているところに2億3,000万円ほどの随意契約をすることがよいのだと納得のできる説明は一切せずに、長年やっているだとか、なれているだとか、相手が見積もりを出させ、わずかな1万数千円の半端を切り、随意契約を長年やってきました。しかし、今年度管理者の英断によりまして競争入札によりまして、対前年比で5,000万円相当の減額となりました。このことは、私は高く評価したいと思います。当たり前のことが当たり前になっただけなのによかったと多くの人が思っております。しかし、ここで考えなければならないのは、このごくごく当たり前のことがどうして二十数年もできなかったのか、しなかったのか、検証する必要があると思います。このことを管理者はどのように考えますか。今回から安くなったのだからこれでいいのではないかという考えでは、また同じことを繰り返す結果になります。ぜひ検証を行い、今後法律、条例に基づいて適切に行われることを望みますけれども、先ほど回答いただきましたけれども、もう一度これに対する管理者の決意といたしますか、回答をお願いしたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 地方公共団体の一つでありますこの広域組合においても、地方自治法はしっかりと適用されるわけでありますので、先ほどから申し上げておりますように、大原則である最少の経費で最大の効果を上げると、その責務を私たちは負っております。そういう中であって、今回の契約方式についても見直しをすることによって、一定の経費が節約できるということが生じました。契約については、ただ安くすればいいというものでもないものもありますので、しっかりと品質を保ちながらコストを抑えていくという面がありますので、これからはあらゆる契約についてはそのことを基本にしていきたいと思っております。過去に行われた契約についても、そういう観点から注意はされておったのだらうと思っておりますけれども、改めて反省すべきところは反省していきたいと思っております。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 平成26年7月25日に当広域組合で臨時会が開催されました。（仮称）渋川広域一般廃棄物処分場建設工事小野上エコ処分場です。このときに6,823万4,400円の増額補正が議決をされました。このときの議事録を再読しますと、多くの議員が疑問を持ち質疑をしておりました。くい打ち工事を終了しているのに、くい打ちを変更するための増額補正です。もうくい打ちは終わってしまっているのです。終わっているにもかかわらず増額補正をしたのです。くいを細くして、当初は1,000本近くだったのですが、1,000本弱です。そして、くいを細くして500本ふやす、千四百何本かだったと思います。この工事が終わってから設計変更するというのです。私の質疑に対しまして、工事が終わってから設計変更すると、こんなこと私は通らないでしょうと、このことは私に限らず何人かの議員が質疑していました。設計変更もしないで、この工事が終わってから後で設計変更するのだというのです。こういうことがこの広域ではまかり通っていたのです、この逆さまのことが。これ基礎工事です。これが軽微な工事だと言っているのです。だから、後で設計変更すればいいかと、工事が終わってしまっ。管理者こんなことが本当にあったのですけれども、こんなことが本当にあっていると思いますか。実際にはあったのですけ

れども、このことは議事録を見ていただければ確認できます。本当かいと、誰しもが思います。

それともう一点です。私は、これまで議員を三十数年やっておりますけれども、工期が終わる4日前に約2,800万円の増額補正しているのです。もう工期まで4日しかない。しかし、そこでまた土日も挟まるのです。そして、2,800万円の増額補正したのです。実質2日しかないのです。そんなことを私は全く経験もしたことがないし、聞いたこともありません。きわめつけは、先ほど申し上げました7月25日の増額補正ですけれども、この日に契約書が交わされていなかったことがこれも判明いたしました。平成26年10月22日角田議員とともに広域のこの事務所に契約書の確認に行きましたが、ここには契約書はありませんというのです。では、どこですかといったら、工事現場かもしれません。契約書が工事現場に行くわけがないでしょう。そして、確認がとれないという回答なのです。その6,800万円議会で議決された契約書です。そんなことはあり得ないと。そして、その足で角田議員と私で渋川市の契約検査課の田中課長に7月25日の契約書の確認に行きました。そうしたら田中契約検査課長は、まだ見ていないというのです。まず、契約検査課の決裁があって初めて議会に上程してくるわけでしょう。それをまだ見ていないというのです。このように回答しました。このことから、契約書はまだつくられておらず、議会を欺き、契約議決を行ったということが判明をいたしました。これからその契約書が回ってくるから、決裁は押さないようにと私は契約検査課の課長に言いました。そんなものに印鑑を押したら、公文書偽造で大変なことになりますよ。何年勤めたかと知りませんが、退職金だってパアになり、禁錮刑が待っていますよと言いました。課長は、わかりました。私は絶対に決裁印を押しませんとそこでは答えました。このことが事実だから私ははっきり自信を持って言えるのです。考えられないでしょう。私のこのことを聞いてどのように管理者は思いますか。渋川市の市長としても、広域組合の管理者として、不法、不正を絶対に許さないという管理者責任とかたい決意をお尋ねをしますけれども、いかがでしょうか。先ほどのくいの話でもそうです。工事を終わった後から設計変更するのです。これとあわせて、今はどのような感想を持っているか、今後どのように対処していくか、本当に信じられないような話だと思うのですけれども、このことを聞いて、どのような感想をお持ちですか、確認をしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 公契約については、公平、公正、適正にしっかりとやらなければいけないということは、まず基本であります。今の工事のことでありますけれども、議会として議決をされて、その契約が執行されたのだと思えますけれども、その点では適正にされたのではないかなと思えますが、いろいろな工事、この案件だけではありませんけれども、ふえる要素が出たり、減る要素が出たりして、それを最後に精算的な形で契約変更して行うようなケースがあることも事実だと私は思っております。そのところは、しっかりと契約変更するのであれば、その契約変更をすることについて設計をして、そして仮契約をして議会の議決を得て、そして執行していくと、事業の事態が発生した時点で私は処理をしていくべきだと思っております。このことは、このエコ小野上処分場だけではありませんけれども、あらゆる工事、そういったことは基本だと思っております。私は、その点についてはしっかりと適正にやっていきたいと思えます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 管理者、私ほうそは言っていないし、前半のところというのは、会議録を見ていただければそうにちゃんと答えていますから、くい打ち工事をして、相当ふえたのだ。数千万円ふえて、当初は2.5メートルのくいを1,000本近く、九百何十本だったと思うのです。それだと支持層に届かないということで、それを細くして千四百九十何本というか、1,500本近くにしたのです。全く違う工事になったわけです。それもその工事がもう終わって、それで議会にはその工事をやるから増額するから議決を認めてくれという話だったのです。それは違うでしょうと、まずは設計変更があって、そしてその後ふえた分の増額補正でしょうと。しかし、もう工事をしてしまって、設計変更はどうしたのですかといったら、後からするからいいのですと、そういう聞いたことないでしょう。でも、こういうでたらめなことがこの広域ではずっと長年行われているのです。どこでどういう力が働いているのか知りませんが、あり得ないことが起きているのがここなのです。私も以前に管理者がこの管理者になって、その管理者席について初めてのころだと思うのですけれども、変なことを言うやろうがいるなときと思ったかもしれませんが、これ事実なのです。この会議録に残っていますから、こういうことはあってはならない。しかし、こういうことがあるということは、ほかにもまた似たようなことがあるのです。このほかのこともおおい自然には明らかになってきます。これは裁判と違いますから、もしもそんなことがあったら大変だと、それが事実かどうかというものを管理者として確認する必要があるのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 重ねてのお尋ねでありますけれども、エコ小野上処分場の件については、適正に処理されたとも思っております。議会の議決を得て契約が成立しておりますので、それはそれとしてだと思っておりますけれども、一般論としては、契約変更なり、設計変更が生じたという時点で契約変更していくべきだと思います。それは、工事の内容が変わっていくとか、新たな要素が出るとかということもありますけれども、あるいは一方で工期が延びると、そのことによって経費がふえるということもあります。いろいろな要素が絡んで契約金額が変わってくるということが生じますので、そのことを後で一括で整理すればいいと、でこぼこがあるから、そういう契約の仕方は私は適正ではないと思っています。発生が見込まれた時点で適正に手続をして私たちはやらなければいけないと思っています。その手間を省くといったらおかしいですけれども、そういうことは公平、公正な契約にはならないと思いますので、これからはしっかりとやっていきたいと思っております。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 総計予算主義の原則というのは、議決をされた、ほかに差し支えないということが当たり前のことなのですけれども、このことが全く守られていなかったと、後で議会に追認してもらえばいいのではないかということは、やはりこれは違法ですから、あってはならないと思います。先ほどの契約検査課の件ですけれども、この件についても初耳で、いきなりそのことを信じろといっても、すぐ信じるということではできないと思います。しかし、これは私はこのことは当時の契約検査課長に言ったことは、これは事実です。ですから、私のはっきりと自信を持って言えます。でも、こんなことは本当に言いたくないです。しかし、こんなことがまかり通っているこの広域組合では困るのです。そのために今管理者が

らかたい決意もお聞きしましたので、ぜひともそういう立場で行って、広域行政を進めていっていただきたいと思っております。先ほど議長から後のことがあるのだから早く終わってくれと随分しつこく言われましたので、この辺で一般質問を終わります。

議長（石倉一夫議員） 以上で14番、小池春雄議員の一般質問を終了いたします。

日 程 の 追 加

議長（石倉一夫議員） 先ほど小池春雄議員ほか4人から議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議が提出されました。

お諮りいたします。この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 異議なしと認めます。

よって、この際議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議

議長（石倉一夫議員） 日程追加、議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号 エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査についてご説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。令和元年10月18日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長宛てであります。提出者は、私、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、小池春雄です。賛成者は、平形薫議員、望月昭治議員、田邊寛治議員、角田喜和議員であります。

別紙を朗読し、説明にかえさせていただきます。別紙をごらんください。

議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議。

本議案は、特別委員会条例第1号の規定により、委員10人で構成する「エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会」を設置し、下記のとおり付託事件の調査を行う

ものとするものであります。

記として、1の付託事件は、(1)、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査に関する事項、(2)、エコ小野上処分場建設工事の契約手続きに関する事項、(3)、その他であります。

2の特別委員会の定数は、10人。

3の審査期限は、審査が終了するまでです。

提案理由は、最下行に掲載のとおり、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する内容について、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会としての調査が必要なためであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石倉一夫議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案については、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（石倉一夫議員）

起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま議員提出議案第1号 特別委員会設置に関する決議が可決されましたので、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会が設置されました。

休 憩

午後3時38分

議長（石倉一夫議員） この際、暫時休憩いたします。

再 開

午後4時38分

議長（石倉一夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日 程 の 追 加

議長（石倉一夫議員） お諮りいたします。

この際、特別委員会の委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 異議なしと認めます。

よって、この際特別委員会の委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 特別委員会の委員の選任

議長（石倉一夫議員） 日程追加、特別委員会の委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。先ほど設置されましたエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の委員の選任については、特別委員会条例第2条の規定により、1番、山内崇仁議員、2番、細谷浩議員、3番、小山久利議員、4番、田邊寛治議員、5番、平形薫議員、7番、山口宗一議員、10番、中澤広行議員、12番、望月昭治議員、13番、角田喜和議員、14番、小池春雄議員、以上の10人の議員を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の議員をエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の委員に選任することに決しました。

会 議 時 間 の 延 長

午後4時40分

議長（石倉一夫議員） 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休 憩

午後4時40分

議長（石倉一夫議員） この際、暫時休憩をいたします。

再　　　　開

午後5時11分

議長（石倉一夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

諸 般 の 報 告

議長（石倉一夫議員） この際、諸般の報告をいたします。

エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の委員長及び副委員長の当選報告がありますので、申し上げます。

委員長に小池春雄議員、副委員長に山口宗一議員がそれぞれ当選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

閉　　　　議

午後5時12分

議長（石倉一夫議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（石倉一夫議員） 管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案を申しあげました平成30年度決算及び令和元年度補正予算、各議案につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決を賜り、ありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成、広域行政運営に反映してまいりたいと存じます。議員の皆様にはより一層のご指導をお願い

申し上げ、御礼のご挨拶といたします。まことにありがとうございました。

閉 会

議長（石倉一夫議員） これをもって令和元年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後5時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 石 倉 一 夫

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 田 邊 寛 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 中 澤 広 行